

西脇市・黒田庄町合併協議会

第9回会議資料

日時：平成16年7月29日（木） 午後1時30分～
場所：西脇市生涯学習まちづくりセンター
3F マナビータ・ホール

第9回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

と き 平成16年7月29日(木)
午後1時30分から
ところ 西脇市生涯学習まちづくりセンター
3F マナビータ・ホール

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

報告事項

報告第26号 新市まちづくり計画検討小委員会活動について

協議事項

協議第41号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第42号 各種事業(人権政策推進事業(女性施策含む。))の取扱いについて

協議第43号 各種事業(保健衛生事業)の取扱いについて

協議第44号 各種事業(健康づくり事業)の取扱いについて

協議第45号 各種事業(学校教育事業)の取扱いについて

協議第46号 各種事業(文化振興事業)の取扱いについて

事前提案事項

協議第47号 各種事業(建設関係事業)の取扱い(その2)について

協議第48号 各種事業(上・下水道事業)の取扱い(その2)について

協議第49号 各種事業(その他事業)の取扱いについて

協議第50号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

4 その他

協議会日程 第10回 8月26日(木) 黒田庄町中央公民館

第11回 9月上旬(日程調整中)

西脇市生涯学習まちづくりセンター

第12回 9月30日(木) 西脇市生涯学習まちづくりセンター

報 告 事 項

報告第26号

新市まちづくり計画検討小委員会活動について

P 1 ~ P 2

報告第26号

新市まちづくり計画検討小委員会活動について

新市まちづくり計画検討小委員会活動について別紙のとおり報告する。

平成16年7月29日

新市まちづくり計画検討小委員会
委員長 長谷川 俊 雄

第 8 回 新市まちづくり計画検討小委員会について

1 開催日時及び場所

日時 平成16年7月21日(水)午後6時30分～午後9時
場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター ホール

2 出席者

委員7名(全員)、事務局3名、コンサルタント研究員2名

3 議事

新市まちづくり計画の素案について

これまでに協議してきた財政計画を除く計画素案全体について事前に配布された意見シートを基に協議を行い、委員から意見のあった箇所について必要な修正を行った。なお、一部については、事務局で整理・検討願うこととした。

小委員会でのこれまでの協議内容を踏まえ、取りまとめた計画素案(別冊)を第9回合併協議会で委員長より報告することとした。

計画策定スケジュール及び今後の小委員会活動について

県との事前協議など、今後の計画策定に係るスケジュールについて事務局より説明を受けた。

住民説明会終了後、説明会での意見集約をするとともに、財政計画を含めた計画素案について小委員会で検討し、9月開催の合併協議会での報告をもって、一連の小委員活動を終了することを確認した。

4 その他

第9回小委員会の開催について

日時 平成16年9月2日(木) 午後6時30分から

場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター

内容 住民説明会での意見集約について

県との事前協議について

その他

協 議 事 項

協議第41号	事務組織及び機構の取扱いについて	P 1 ~ P 9
協議第42号	各種事業（人権政策推進事業（女性施策含む。）の取扱いについて	P 1 0 ~ P 1 9
協議第43号	各種事業（保健衛生事業）の取扱いについて	P 2 0 ~ P 2 3
協議第44号	各種事業（健康づくり事業）の取扱いについて	P 2 4 ~ P 3 1
協議第45号	各種事業（学校教育事業）の取扱いについて	P 3 2 ~ P 4 4
協議第46号	各種事業（文化振興事業）の取扱いについて	P 4 5 ~ P 5 0

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月30日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構については、「新市における組織・機構の整備方針」を基本とし、その趣旨に沿った組織機構を構築する。

支所（黒田庄地域総合事務所）については、合併前の黒田庄町の区域を所管区域として、日常必要な住民サービス業務と地域振興の拠点としての業務を任務として整備する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	総務・企画部会
協定項目	12 事務組織及び機構の取扱い	関係項目	組織及び機構	
調整内容	<p>新市の事務組織及び機構については、「新市における組織・機構の整備方針」を基本とし、その趣旨に沿った組織機構を構築する。</p> <p>支所（黒田庄地域総合事務所）については、合併前の黒田庄町の区域を所管区域として、日常必要な住民サービス業務と地域振興の拠点としての業務を任務として整備する。</p>			

現 況		備 考
西 脇 市	黒 田 庄 町	
<p>市長部局 まちづくり推進室、企画総務部（6課）、福祉生活部（6課）、建設経済部（7課）、上下水道部（3課） 会計課、病院</p> <p>その他の執行機関 教育委員会</p> <p>監査公平委員会</p> <p>選挙管理委員会</p> <p>農業委員会</p> <p>固定資産評価審査委員会</p>	<p>町長部局 総務課、企画振興課、税務課、住民課、保健福祉課、産業課、土木課、企業課</p> <p>その他の執行機関 教育委員会</p> <p>監査公平委員会</p> <p>選挙管理委員会</p> <p>農業委員会</p> <p>固定資産評価審査委員会</p>	

新市の行政組織について

新市における組織・機構の整備方針

新市の組織及び機構は、本庁及び支所（支所の名称は「黒田庄地域総合事務所」と称する。）の事務の円滑で効率の良い執行のため、次の事項を基本として整備するものとする。

総括方針

- ア 新市移行後において住民サービスの低下をきたさない組織・機構
- イ 市民が利用しやすくわかりやすい組織・機構
- ウ 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構
- エ 簡素で効率的な組織・機構
- オ 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- カ 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構
- キ 緊急時に即応できる組織・機構

個別整備方針

- ア 新市の組織は本庁と黒田庄地域総合事務所とし、合併時においては両市町の現有庁舎を有効活用する。
- イ 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整・管理事務に係る事務を所掌する。
- ウ 本庁は、部課制を採用する。
- エ 黒田庄地域総合事務所は、合併前の黒田庄町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案する現地解決型の事務所とする。
- オ 黒田庄地域総合事務所は、課制を採用する。
- カ 黒田庄地域総合事務所の業務等
所管する地域振興施策の企画立案及び調整、住民サービスにかかわる直接的事務の執行、住民の地域活動の支援、市の施策及び事業に関する調整及び推進
- キ 黒田庄地域総合事務所の所管事務（骨格案であり今後変更もあり得る。）
地域振興、公金の収納、社会福祉、介護保険、戸籍、住民基本台帳その他の窓口、国保、老人医療及び福祉医療、保健衛生、道路、橋りょう及び河川
その他の土木、農林業、農林土木、商工業、労働及び観光、下水道、農業集落排水、上水道

先進事例

新市町村名	調 整 の 方 針
篠山市	<p>新市の組織及び機構については、「新市行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。</p>
西東京市	<p>新市の組織・機構は、当面庁舎の有効活用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、順次段階を追って整備するものとする。このため、新市発足後は、当面次の2段階の措置をとるものとする。なお、出先機関は、当面現行のまま存続するものとする。また、教育委員会等の行政委員会の委員については、関係法令の定めに従い調整する。 合併時における組織は、両市の現行組織を基礎として原則そのままの形で統合する。 平成13年4月からは、議会事務局のほか、市長部局9部、教育委員会部局2部の範囲内の新体制とし、課及び係を再編整備する。</p> <p>【新市における組織・機構の整備方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方分権時代における各行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構 市民の声を適正に反映することができる組織・機構 市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構 簡素で効率的な組織・機構
周南市	<p>新市における組織及び機構の調整方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。</p> <p>【総括方針】</p> <p>次の事項を基本として新市の組織機構を整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分配慮した組織機構 (2) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構 (3) 市民の声を適正に反映することができる組織機構 (4) 簡素で効率的な組織機構 (5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構 (6) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構 (7) 地方分権に柔軟に対応できる組織機構 (8) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構 <p>【個別整備方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新市の組織は本庁と支所とし、合併時においては2市2町の現有庁舎を有効活用する。 (2) 徳山市役所を本庁とし、新南陽市役所、熊毛町役場、鹿野町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置する。 (3) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。 <p>総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、また新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を任務とする。</p>

	<p>(4) 2市2町の支所、出先機関は現行のまま存続する。</p> <p>(5) 2市2町に設置されている行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合する。 地域性により独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。また、委員構成等については、2市2町の実状、地域性に配慮し適切な措置を講ずるものとする。</p>
宗 像 市	<p>新市の組織・機構は、計画的な定員管理を行いつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、段階的に整備するものとする。</p> <p>1 合併時における組織は、本庁、支所及び赤間出張所とし、合併までにその機能を調整する。</p> <p>2 合併後2年以内に出張所等を設置した上で、支所を廃止する。</p> <p>【新市における組織・機構の整備方針】</p> <p>市民にとってわかりやすく、市民の声を適切に反映することができる組織・機構 簡素かつ効率的で指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</p>
養 父 市	<p>新市の組織及び機構は、次の方針により整備する。</p> <p>1. 行政組織機構整備基本方針</p> <p>新市の行政組織及び機構は、本庁及び地域局の事務の円滑で効率の良い執行のため、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>新市移行後において住民サービスの低下をきたさない機構・組織 市民が利用しやすくわかりやすい機構・組織 簡素で効率的な機構・組織 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる機構・組織 地方分権に柔軟に対応できる機構・組織 新たな行政課題に速やかに対応できる機構・組織 事務の効率化、住民の利便性を図るため電子行政の推進</p> <p>2. 地域局については、合併前の町域を所管区域として、日常必要な住民サービス業務等と地域振興の拠点としての業務を任務として整備する。</p>
朝 来 市 (予 定)	<p>新市の組織及び機構は、次の方針により整備する。</p> <p><総括方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の声を適正に反映することができる組織・機構 ・ 市民が親しみやすく利用しやすい組織・機構 ・ 分権型社会に対応可能な組織・機構 ・ 指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織・機構 ・ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構 ・ 簡素で効率的な組織・機構 ・ 新たな行政課題に即応できる組織・機構 ・ 緊急時に即応できる組織・機構

<個別整備方針>

- (1) 新市の組織は本庁と支所（支所の名称は「庁舎」と称する。）で構成する。
- (2) 本庁は市全体の総合的な事務を行い、旧町区域における直接的な事務を行う各支所と調整を図りながら市の健全な発展を推進する。
- (3) 当分の間、本庁には本庁所在の旧町を所管する支所機能を包含させることとし、新庁舎建設時に改めて当該支所機能とそのあり方について検討する。
- (4) 新庁舎建設までの間は、分離しても効率性と行政サービスが特に低下しない部門については、一時的な分庁舎方式を取り入れ、現有施設の有効利用を図る。

関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の法人格とその事務）

第2条 地方公共団体は、法人とする。

（第2項～第13項省略）

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

（第16項及び第17項省略）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（執行機関の組織の原則）

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

(委員会、委員及び付属機関の設置)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(支庁・地方事務所・支所等の設置)

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

(都道府県の局部・分課及び市町村の部課)

第158条 (第1項～第6項省略)

7 市町村長は、その権限の属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

(支庁及び地方事務所等の長)

第175条 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、事務吏員を以ってこれに充てる。

2 前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の吏員その他の職員を指揮監督する。

行政実例

本法(地方自治法)において支所と称するのは、市区町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味するものであって、土木、勧業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。(昭和22年5月29日)

本条(第155条)第1項に規定する支所とは、市区町村の全部事務を執行するものであって、その設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃せずして支所とする場合等であり、したがってその組織は相当の職員が常時勤務することを要件とするものである。(昭和23年11月20日)

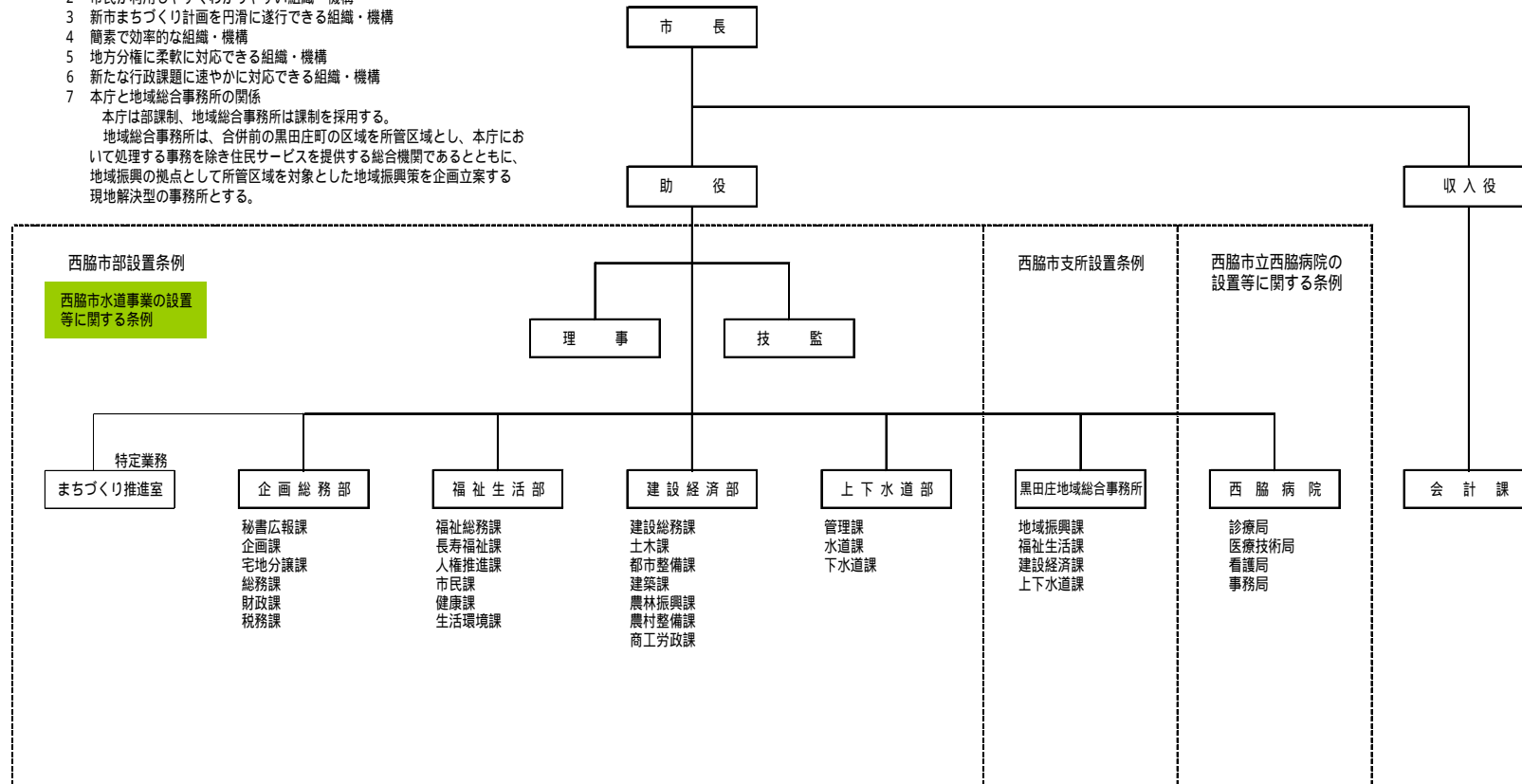
支所は市区町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味するのに対し、出張所は住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向がなくてもすむ程度の簡易な事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長という観念である。(昭和33年2月26日)

【新市行政組織のイメージ図】

新市における組織・機構の整備方針（抜粋）

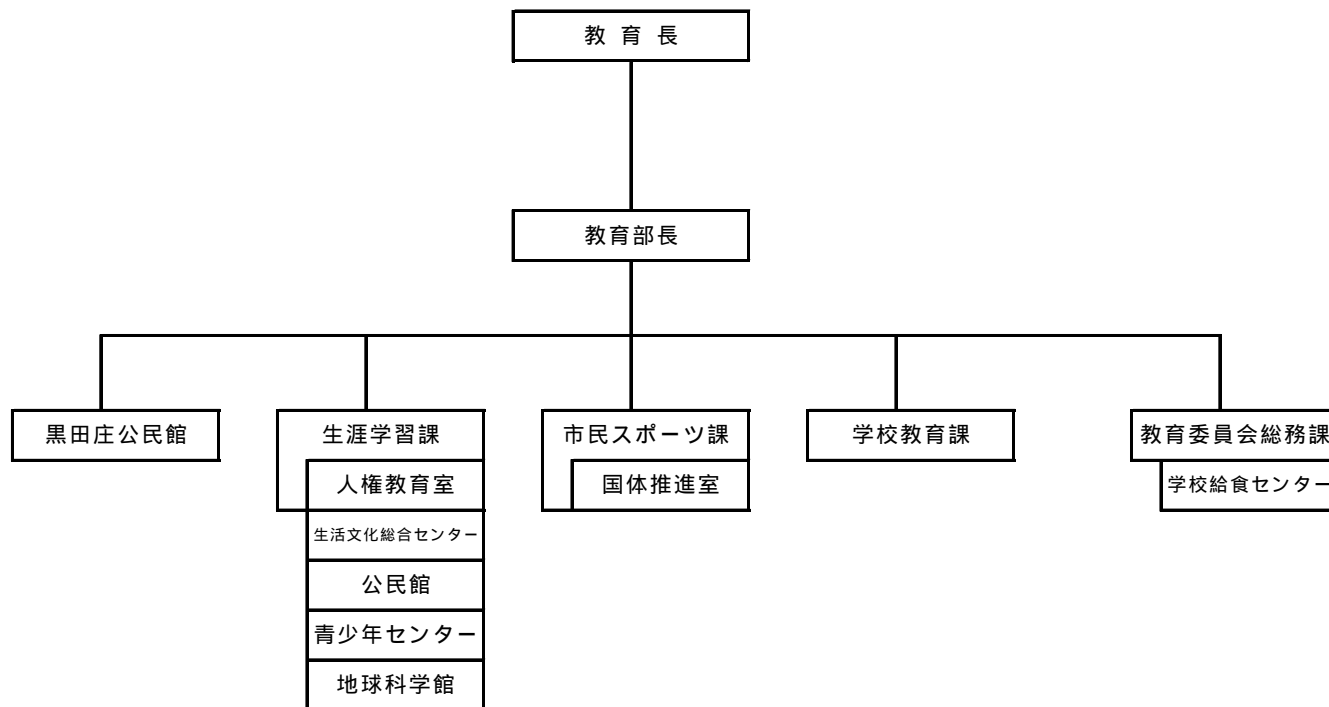
- 1 住民サービスの低下をきたさない組織・機構
- 2 市民が利用しやすくわかりやすい組織・機構
- 3 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構
- 4 簡素で効率的な組織・機構
- 5 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- 6 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構
- 7 本庁と地域総合事務所の関係

本庁は部課制、地域総合事務所は課制を採用する。
 地域総合事務所は、合併前の黒田庄町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案する現地解決型の事務所とする。



この図は、行政組織のイメージを示したものであり、職務権限、命令系統は反映していません。
 部、課などの名称や数は、あくまで例示で、詳細は今後検討していきます。

[教育委員会]



各種事業（人権政策推進事業（女性施策含む。））の取扱いについて

各種事業（人権政策推進事業（女性施策含む。））の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月30日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（人権政策推進事業（女性施策含む。））の取扱い

隣保館事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、各館の実情に応じて実施する。

人権推進協議会については、新市において再編に向け調整する。

人権教育協議会については、これまでの両市町の取組の経緯等を踏まえ、新市において調整する。

人権教育推進員・委員については、現行のまま新市に引き継ぎ、これまでの両市町の取組の経緯等を踏まえ、新市において調整する。

人権啓発事業については、新市において効率的・効果的な啓発を検討し、再編する。

男女共同参画基本プランについては、新市において見直す。ただし、見直し完了までの間は、西脇市の男女共同参画基本プランにより事業推進を行う。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	住民・福祉部会、教育部会
協定項目	22-7 各種事業（人権政策推進事業（女性施策含む。））の取扱い	関係項目	人権、社会同和教育、男女共同参画
調整内容	<p>隣保館事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、各館の実情に応じて実施する。</p> <p>人権推進協議会については、新市において再編に向け調整する。</p> <p>人権教育協議会については、これまでの両市町の取組の経緯等を踏まえ、新市において調整する。</p> <p>人権教育推進員・委員については、現行のまま新市に引き継ぎ、これまでの両市町の取組の経緯等を踏まえ、新市において調整する。</p> <p>人権啓発事業については、新市において効率的・効果的な啓発を検討し、再編する。</p> <p>男女共同参画基本プランについては、新市において見直す。ただし、見直し完了までの間は、西脇市の男女共同参画基本プランにより事業推進を行う。</p>		

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
隣保館事業は事業内容に差異がある。	現行のとおりとする。	隣保館事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、各館の実情に応じて実施する。
人権推進協議会は西脇市のみにある。	合併後に調整する。	人権推進協議会については、新市において再編に向け調整する。
人権教育協議会は西脇市のみにある。	合併後に調整する。	人権教育協議会については、これまでの両市町の取組の経緯等を踏まえ、新市において調整する。
人権教育推進員・委員は西脇市のみにある。	合併後に調整する。	人権教育推進員・委員については、現行のまま新市に引き継ぎ、これまでの両市町の取組の経緯等を踏まえ、新市において調整する。
人権啓発は事業内容に差異がある。	合併後に再編する。	人権啓発事業については、新市において効率的・効果的な啓発を検討し、再編する。
男女共同参画基本プランは西脇市でのみ策定されている。	合併後に再編する。	男女共同参画基本プランについては、新市において見直す。ただし、見直し完了までの間は、西脇市の男女共同参画基本プランにより事業推進を行う。

現		況
項 目	西 脇 市	黒 田 庄 町
隣保館事業	<p>1 名称 大野隣保館、芳田の里ふれあい館、上野会館</p> <p>2 事業内容 相談事業（生活・健康・教育・人権等）</p> <p>福祉事業 ・ひとり暮らし老人の食事会等の実施 ・高齢者の憩いの場の提供 ・各サークル活動の支援</p> <p>啓発及び広報活動事業 ・人権教育講演会の実施 ・解放文化祭等の実施 ・交流バスツアーの実施（年2回） ・隣保館だよりの配布（毎月各戸配布）</p> <p>文化創造事業 ・各種教養講座の実施（生花・舞踊・着付け・料理・手編み・茶道・パッチワーク・パソコン・園芸） ・夏休み子ども教室（絵画・書き方・工作・押し花）</p> <p>その他事業 ・他地域、団体との交流</p>	<p>1 名称 黒田庄町立隣保館</p> <p>2 事業内容 相談事業（生活・健康・教育・人権等）</p> <p>福祉事業 ・高齢者交流事業 ・高齢者の憩いの場の提供 ・各サークル活動の支援</p> <p>啓発及び広報活動事業 ・隣保館人権教育講座（講演会含む。） ・セミナーの開催 ・人権郷土資料館の展示コーナー「ゆくつち」の活用 ・他地域への啓発指導（交流の講和等） ・広報を年5回発行</p> <p>文化創造事業 ・住民交流事業（隣保館ふれあいまつり、隣保館ゲートボール大会、グランドゴルフ） ・隣保館講座（生花・成人書道・舞踊・着付け・子ども習字・フラワーアレンジメント・七宝・紙工芸・3B体操・手芸・三田音頭） ・サークル活動識字学級</p> <p>その他事業 ・他地域、団体との交流</p>
人権推進協議会	<p>1 目的 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について協議し、人権尊重のまちづくりに資する人権教育及び人権啓発に係る施策を円滑に実施するため。</p>	なし

現		況
項 目	西 脇 市	黒 田 庄 町
	<p>2 組織 教育関係団体、社会福祉団体、その他の団体を構成する者... 8名 知識経験者（市人権教育推進委員）... 5名 市職員（助役、教育長）... 2名 (計15名)</p> <p>3 事業内容 原則として年度当初に1回開催 市が実施する人権教育・人権啓発に関する施策について調査する。</p>	
人権教育協議会	<p>1 目的 西脇市における人権教育の推進を図るために、行政と市民が一体となって様々な人権課題の解決に向けての取組を行う。</p> <p>2 組織 会 長 1名 副会長 10名 会 計 1名 監 査 2名 (役員 計14名) 専門部会4（学校教育・進路・社会教育・企業内教育） 地区人権教育協議会7（概ね小学校ごと）</p> <p>3 事業内容 総会 5月に開催し、事業決算報告・事業予算案の審議・役員承認などを行う。</p> <p>地区人教総会 5月から6月にかけて開催し、事業や予算について、地域住民の承認を得る。</p> <p>研究大会 11月に開催し、学校教育・社会教育・企業・行政関係者などの参加のもと、様々な人権課題に対する取組について情報交換をし、課題解決に向けての研究を行う。</p>	平成13年度末をもって発展的に解消

現		況
項 目	西 脇 市	黒 田 庄 町
	<p>定例推進員研修 地区人教ごとに概ね月に1回開催し、地域の実態に即した研修などを行う。</p> <p>その他 各専門部会の研修、市内の地区人教同士の交流学习会、市外の先進地等への交流学习を実施する。</p>	
人権教育推進員・委員	<p>【人権教育推進員】</p> <p>1 目的 人権教育を全市民のものとし、各町及び自治会において人権教育の推進を図る。</p> <p>2 組織 各町の区長等の推薦を受け、町の規模に応じて1～3名を教育委員会が委嘱（16年度は122名）</p> <p>3 活動内容 地区人教定例研修会や指導者講座などに参加し、スキルアップを図ると共に、町別学習会の企画運営などにあたる。</p> <p>【人権教育推進委員】</p> <p>1 目的 人権教育を全市民のものとし、地域社会において積極的な人権教育の推進を図る。</p> <p>2 組織 地区人教会長等の推薦により、14名以内を教育委員会が委嘱（16年度は14名）</p> <p>3 活動内容 月1回程度の推進委員定例研修会などの研修会に参加し、スキルアップを図ると共に、地区人教定例研修会や町別学習会、市人教研究大会などでは、指導助言にあたる。</p>	平成13年度末をもって発展的に解消

項 目	現 況	
	西 脇 市	黒 田 庄 町
人権啓発事業	<p>1 啓発事業 講演会等 毎年8月に「差別をなくそう市民運動月間講演会」を市内8地区で開催</p> <p>町別学習会 6月から2月にかけて、市内各町（自治会・町内会）で実施</p> <p>備品の購入 啓発に効果的なビデオ等</p> <p>啓発資料 『人として』を年2回発行、配布・・・・・・・・全戸 『ゆきちゃんからのメッセージ』を年1回発行、配布・・・・全戸 『人権作文集』を年1回発行、配布・・・・・・・・全児童・生徒 県作成資料の配布・・・・・・・・新成人</p> <p>2 人権啓発活動助成事業 なし</p>	<p>1 啓発事業 講演会等 ・ 毎年8月に「人権フェスティバル」を開催 ・ 毎年12月の人権週間に講演会や映画会を開催</p> <p>地区別学習会 なし</p> <p>備品の購入 啓発に効果的なビデオ等</p> <p>啓発資料 『いしずえ』を年1回発行、配布・・・・・・・・全戸</p> <p>県作成資料の配布・・・・・・・・新成人</p> <p>2 人権啓発活動助成事業 目的 人権意識の高揚と人権尊重の町づくりのために、地域及び団体が自主的に企画・運営し、人権啓発活動を実施するための活動費を助成する。</p> <p>助成額 一団体につき3万円以内とする。</p> <p>応募資格 次の要件を全て満たしている地域、団体が対象になる。 ・ 宗教または政治・営利活動を主たる目的とするものでないこと ・ 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと</p> <p>助成の対象事業 人権意識の高揚と人権尊重の町づくりを目的とした、人権啓発活動事業に対して助成する。</p>

項 目	現 況	
	西 脇 市	黒 田 庄 町
男女共同参画事業	<p>1 目的 「男女が性にとらわれず、社会のあらゆる分野に共に参画し、互いに人権を尊重し合いながら、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる社会の実現をめざす」ことを基本理念とし、市民と行政が協働して、男女共同参画を総合的に推進する。</p> <p>2 事業内容 平成12年度 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 平成13年6月 男女共同参画基本プラン策定委員会設置 平成14年3月 平成14年度から平成23年度を目標年度とする10箇年計画とし「市民と行政が協働して、男女共同参画を総合的に推進するため」西脇市男女共同参画基本プランを策定 平成15年10月 男女共同参画推進本部設置（本部長は市長、副本部長は助役・教育長、本部員は各部長） 平成15年12月 第1回男女共同参画推進本部幹事会開催（幹事長は教育部長、幹事は部総務課長を中心とする課長級で構成。具体的事項を検討） 実施計画の進捗状況の把握・男女共同参画率先行動計画（仮称）案を作成することを決定</p> <p>3 啓発 ・セミナーを年に5～6回開催 （市民の有志による企画運営委員会で企画・運営） ・男女共同参画に関するテーマで各種講演会・学習会・研修会等を実施 ・人権教育啓発資料に「意識啓発」に関する記事を掲載</p>	なし（人権啓発の一環として実施している。）

関係法令

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

（目的）

第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第2条 この法律においては、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、女性労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 （省略）

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

先進事例

市町村名	合併関係市町村名	調整内容
篠山市	今田町、篠山町、西紀町、丹南町	同和対策の取扱いについては、合併時に調整する。
東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町	<p>人権（同和）対策関係事業については、これまでの取組の経緯を踏まえ、新市においても次のとおり引き続き取り組むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 宣言・決議、条例・規則の制定、基本的計画の策定、行政組織の設置、啓発・教育組織の設置、団体への加入については、新市において速やかに取り組む。 2 法律による事業及び個人給付の事業については、国及び県の基準により新市において統一して実施する。 3 人権問題に係る重要項目については、新市において速やかに計画を策定し、人権思想の高揚に努める。 4 公営住宅及び改良住宅の家賃は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、新市において随時調整を図る。
養父市	八鹿町、養父町、大屋町、関宮町	<ol style="list-style-type: none"> 1 4町の啓発・教育組織は、関係機関と協議し、できる限り統合するよう調整に努める。 2 みふね会館と福祉会館、各教育集会所は、それぞれの活動内容を考慮し、当分の間現行どおりとする。 3 人権教育・人権啓発の事業については、合併までに関係機関と協議し調整を図る。
加東市 (予定)	社町、滝野町、東条町	<ol style="list-style-type: none"> 1 隣保館事業については、住民の福祉向上と人権意識の育成を図るため、現行のとおり新市に引き継ぐ。 各教育集会所については、地域住民の生活の向上と組織的教育活動を助長するため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 合併時に同種事業の統合を行い、合併後も人権教育・啓発を推進するため、人権・同和教育推進協議会を中心に学習会、研修会等を行う。 3 社会を明るくする運動については、関係団体等と調整し合併後も引き続き活動を行う。 4 合併後、新市の「男女共同参画プラン」を策定する。ただし、プランの策定完了までの間は、社町のプランにより事業進を行う。

協議第43号

各種事業（保健衛生事業）の取扱いについて

各種事業（保健衛生事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月30日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（保健衛生事業）の取扱い
し尿処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。 浄化槽汚泥処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。 西脇市高松霊園については、新市に引き継ぐ。 環境審議会については、新市において新たに設置する。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	住民・福祉部
協定項目	22-8 各種事業（保健衛生事業）の取扱い	関係項目	し尿処理、墓地・火葬場、環境保全
調整内容	し尿処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。 浄化槽汚泥処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。 西脇市高松霊園については、新市に引き継ぐ。 環境審議会については、新市において新たに設置する。		

事務事業名	現 況		具体的調整方針
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
し尿の収集運搬 1 し尿処理	〔収集体制〕 委託業者（西脇市住民サービス公社）による収集運搬 〔汲み取り料金：消費税及び地方消費税を含む。〕 ・18リットル（18リットル未満は18リットルとみなす）160円 ・料金は直接業者に支払う ・天災その他特別の理由があるときは減免措置有り	〔収集体制〕 許可業者（1社）による収集運搬 〔汲み取り料金：消費税及び地方消費税を含む〕 ・180リットルまでは1回につき1,366円とし、90リットルを増す毎に（90リットル未満は90リットルとみなす）683円 ＊10円未満四捨五入 ・料金は直接業者に支払う ・水害による料金の助成金交付制度有り	し尿処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。
2 浄化槽汚泥処理	〔収集体制〕 許可業者（7社）による収集運搬 〔料 金〕 ・料金は直接業者に支払う	〔収集体制〕 許可業者（2社）による収集運搬 〔料 金〕 ・料金は直接業者に支払う	浄化槽汚泥処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業名	現 況		具体的調整方針
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
公営墓地事業	<p>〔名 称〕 西脇市高松霊園</p> <p>〔位 置〕 ・西脇市野村町字惣林1802番地の9 ・西脇市高松町字寺ノ垣内600番地の27</p> <p>〔全区画数〕 633区画（うち使用区画数559区画）</p> <p>〔使用料等〕 ・永代使用料 本市に住所を有する者 580,000円 本市に住所を有しない者 870,000円 ・維持管理料 20年分前納として 90,000円</p> <p>〔業務委託〕 西脇市住民サービス公社へ施設管理を委託</p>		西脇市高松霊園については、新市に引き継ぐ。
環境審議会	<p>〔名 称〕 西脇市環境審議会</p> <p>〔目 的〕 良好な環境を保全するため、次の事項を調査、審議する。 1 環境の保全及び創造に関する基本事項又は重要事項 2 環境基本計画に関する事項 3 その他環境の保全及び創造に関し必要な事項</p> <p>〔組 織〕 1 審議会は、20人以内の委員で組織する。 2 委員は、学識経験者、住民代表その他適当と認める者のうちから市長が任命する。</p>	<p>〔名 称〕 黒田庄町さわやかなまちづくり審議会</p> <p>〔目 的〕 健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する基本的事項について、調査審議する。</p> <p>〔組 織〕 1 審議会は、12人以内の委員で組織する。 2 委員は、町議会議員、学識経験者、住民が組織する団体の代表者、事業者が組織する団体の代表者、関係行政機関の職員のうちから町長が委嘱する。</p>	環境審議会については、新市において新たに設置する。

先進事例

*関係分を抜粋

新市町村名	合併市町村名	合併の期日	調整の方針
朝来市 (新設合併)	生野町 和田山町 山東町 朝来町	平成17年3月31日まで (予定)	<ol style="list-style-type: none"> 粗大ごみの取り扱いについては、合併時までに朝来郡広域行政事務組合の制度を基に調整する。 ごみステーションの整備に対する補助については、合併時までに調整する。 生ごみ処理機購入補助については、合併時までに生野町の制度を基に調整する。 環境保全計画については、合併後概ね5年以内に策定する。 環境保全対策に関する条例については、合併後速やかに再編する。ただし、新たな条例制定までの間、和田山町、朝来町の条例については、暫定施行する。 審議会については、合併後速やかに再編する。
養父市 (新設合併)	八鹿町 養父町 大屋町 関宮町	平成16年4月1日	<ol style="list-style-type: none"> ごみ収集体制については、八鹿町の例による。 生ごみ処理容器購入補助については、廃止の方向で検討する。 公営墓地については、現行のまま新市へ引き継ぐ。
加東市 (新設合併)	社町 滝野町 東条町	平成17年3月31日まで (予定)	<ol style="list-style-type: none"> 廃棄物処理手数料については、当分の間現行のとおりとする。ただし、社町と東条町の可燃ごみ手数料については、合併時に統一する。 指定ごみ袋については、合併時に統一する。ただし滝野町については当分の間現行のとおりとする。 ごみ資源化(集団回収)の補助については、合併時に滝野町の例により統一する。 不法投棄ごみ防止については、滝野町の例により統一する。 し尿の収集及び処分並びに浄化槽汚泥の処分については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

各種事業（健康づくり事業）の取扱いについて

各種事業（健康づくり事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月30日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（健康づくり事業）の取扱い
<p>母子保健事業（訪問事業）については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>母子保健事業（相談事業、健診事業）の対象、回数、会場については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、内容については調整する。</p> <p>子育て支援ネットワークについては、新市に引き継ぐ。</p> <p>予防接種事業については、新市発足時に再編する。</p> <p>成人・老人保健事業（集団健康教育・相談事業、健康診査事業、人間ドック受診助成事業）については、新市発足時に再編する。</p> <p>成人・老人保健事業（個別健康教育・相談事業）については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p>健康づくり推進協議会については、新市において新たに設置する。</p>
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	住民・福祉部会
協定項目	22-12 各種事業(健康づくり事業)の取扱い	関係項目	母子保健事業、老人保健事業、健康づくり事業
調整内容	<p>母子保健事業(訪問事業)については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>母子保健事業(相談事業、健診事業)の対象、回数、会場については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、内容については調整する。</p> <p>子育て支援ネットワークについては、新市に引き継ぐ。</p> <p>予防接種事業については、新市発足時に再編する。</p> <p>成人・老人保健事業(集団健康教育・相談事業、健康診査事業、人間ドック受診助成事業)については、新市発足時に再編する。</p> <p>成人・老人保健事業(個別健康教育・相談事業)については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p>健康づくり推進協議会については、新市において新たに設置する。</p>		

		現 況		具体的調整方針
事務事業名		西 脇 市	黒 田 庄 町	
母子保健事業	訪問事業 妊産婦・新生児・乳幼児訪問	〔対象〕妊産婦、新生児(生後28日まで)、乳幼児 〔回数〕随時 〔内容〕家庭訪問による健康相談・指導、育児相談を実施	〔対象〕同左 〔回数〕同左 〔内容〕同左	訪問事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
	相談事業 母子手帳交付時妊婦相談	〔対象〕母子手帳交付対象者(20~25人/回) 〔回数〕1回/月 〔内容〕母子手帳交付時に、個別保健相談・指導 〔会場〕市健康づくりセンター	〔対象〕同左(1~2人/回) 〔回数〕3回/月 〔内容〕母子手帳交付時に、個別保健相談・指導、栄養指導 〔会場〕町保健センター	相談事業の対象、回数、会場については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、内容については調整する。
	6か月児乳児相談	〔対象〕6~7か月児とその保護者(15~20人/回) 〔回数〕1回/月 〔内容〕身体計測、個別相談(保健相談、栄養相談) 〔会場〕市健康づくりセンター	〔対象〕同左(8~10人/回) 〔回数〕1回/2か月 〔内容〕身体計測、個別相談(保健相談、栄養相談)、集団指導・交流 〔会場〕町保健センター	

		現 況		具体的調整方針
事務事業名	西 脇 市	黒 田 庄 町		
母 子 保 健 事 業	1歳児乳児相談	〔対象〕1歳～1歳1か月児とその保護者 (15～20人/回) 〔回数〕1回/月 〔内容〕身体計測、個別相談(保健相談、栄養相談、歯科相談) 〔会場〕市健康づくりセンター	〔対象〕1歳～1歳2か月児とその保護者 (10～15人/回) 〔回数〕1回/3か月 〔内容〕身体計測、個別相談(保健指導、栄養相談)、 集団指導・交流 〔会場〕町保健センター	
	健診事業 3か月児健康診査	〔対象〕3か月児(約30人/回) 〔回数〕1回/月 〔内容〕集団指導、問診、身体計測、姿勢発達チェック、内科健診、保健指導、栄養指導 〔会場〕市健康づくりセンター	〔対象〕3～4か月児(約10人/回) 〔回数〕1回/2か月 〔内容〕グループワーク、問診、身体計測、姿勢発達チェック、内科健診、事後指導 〔会場〕町保健センター	健診事業の対象、回数、会場については、西脇市の例により統合する。ただし、内容については調整する。
	1歳6か月児健康診査	〔対象〕1歳6か月児(約30人/回) 〔回数〕1回/月 〔内容〕身体計測、問診、内科健診、歯科健診、保健指導、 栄養相談、心理相談 〔会場〕市健康づくりセンター	〔対象〕1歳7～9か月児(約15人/回) 〔回数〕1回/3か月 〔内容〕身体計測、問診、内科健診、歯科健診、栄養相談、 心理相談、事後指導 〔会場〕町保健センター	
	3歳児健康診査	〔対象〕3歳児(約30人/回) 〔回数〕1回/月 〔内容〕身体計測、問診、内科健診、歯科健診、保健指導、 尿検査、栄養相談、心理相談 〔会場〕市健康づくりセンター	〔対象〕3歳2～4か月児(約15人/回) 〔回数〕1回/3か月 〔内容〕身体計測、問診、内科健診、歯科健診、RDテスト と歯科相談・指導、保健指導、尿検査、栄養相談、 心理相談 〔会場〕町保健センター	

		現 況		具体的調整方針
事務事業名	西 脇 市	黒 田 庄 町		
子育て支援ネットワーク	事業実施に向け体制づくりを調整中	〔内 容〕黒田庄町エンゼルプランの実現に向け、施策の総合的、かつ、計画的な推進と具体的なアクションプランの企画を行うための推進体制 〔構成員〕生涯学習課、各保育園、各幼稚園、子育て学習センター、保健福祉課、保健センター、社会福祉協議会の各担当者、主任民生児童委員及び内容により各小中学校PTA会長 〔事 業〕講演会(3～5回)、保護者交流会(8回)等の実施		子育て支援ネットワークについては、新市に引き継ぐ。
予 防 接 種 事 業	ポリオ	〔対 象〕生後3～90か月未満 (60～70人/回、年間12回実施) 〔内 容〕5月、11月(市健康づくりセンターで集団接種) 〔徴収金〕なし	〔対 象〕同左 (60～70人/回、年間2回実施) 〔内 容〕5月、11月(町保健センターで集団接種) 〔徴収金〕同左	予防接種事業については、新市発足時に再編する。 《集団接種》 ・乳幼児集団予防接種は、西脇市の例により実施する。 ・児童生徒集団予防接種は、現行のとおり各学校で実施する。 《個別接種》 ・乳幼児個別予防接種は、西脇市の例により通年に実施し、指定医療機関は拡大できるように調整する。 ・高齢者個別予防接種は、現行のとおりとする。
	ツベルクリン・BCG	〔対 象〕生後3～48か月未満 (50～60人/回、年間6回実施) 〔内 容〕6月、12月(市健康づくりセンターで集団接種) 〔徴収金〕なし	〔対 象〕同左 (50～60人/回、年間1回実施) 〔内 容〕7月(町保健センターで集団接種) 〔徴収金〕同左	
	三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	〔対 象〕生後3～90か月未満 〔内 容〕通年(指定医療機関で個別接種) 〔徴収金〕なし	〔対 象〕同左 〔内 容〕12月～3月(指定医療機関で個別接種) 〔徴収金〕同左	
	麻疹	〔対 象〕生後12～90か月未満 〔内 容〕通年(指定医療機関で個別接種) 〔徴収金〕なし	〔対 象〕同左 〔内 容〕9月(指定医療機関で個別接種) 〔徴収金〕同左	
	風疹	〔対 象〕生後12～90か月未満 〔内 容〕通年(指定医療機関で個別接種) 〔徴収金〕なし	〔対 象〕同左 〔内 容〕4月(指定医療機関で個別接種) 〔徴収金〕同左	
	日本脳炎 = 1期 =	〔対 象〕生後36～90か月未満 〔内 容〕通年(指定医療機関で個別接種) 〔徴収金〕なし	〔対 象〕同左 〔内 容〕5月～6月(指定医療機関で個別接種) 〔徴収金〕同左	

		現 況		具体的調整方針
事務事業名	西 脇 市	黒 田 庄 町		
	日本脳炎 = 2期・3期 =	〔対 象〕小学4年生・中学3年生 〔内 容〕5月～6月(各学校毎に集団接種) 〔徴収金〕なし	〔対 象〕同左 〔内 容〕6月(各学校毎に集団接種) 〔徴収金〕同左	
	二種混合 (ジフテリア・ 破傷風)	〔対 象〕小学6年生 〔内 容〕10月～11月(各学校毎に集団接種) 〔徴収金〕なし	〔対 象〕同左 〔内 容〕2月(各学校毎に集団接種) 〔徴収金〕同左	
	インフルエンザ	〔対 象〕65歳以上の希望者 〔内 容〕10月中旬～1月(指定医療機関で個別接種) 〔徴収金〕300円(生活保護の方は無料)	〔対 象〕同左 〔内 容〕同左 〔徴収金〕同左	
成人・ 老人保 健	健康教育・相 談 集団健康教育 ・相談事業	〔名 称〕地区健康教室、健康教育支援、高齢者健康教室 〔対 象〕地区住民(7地区) 〔時 期〕各地区各事業1回/年 〔内 容〕生活習慣病予防に関する教育、相談 個別健康相談 集団健康教育(毎回テーマを決めて実施)	〔名 称〕ふれあい巡回相談 〔対 象〕地区住民(14地区) 〔時 期〕各地区6回/年 〔内 容〕健康チェック(尿検査、血圧測定) 個別健康相談 集団健康教育(毎回テーマを決めて実施)	集団健康教育・相談事業につ いては、新市発足時に再編す る。
	個別健康教育 ・相談事業	高脂血症健康教育 喫煙者健康教育 糖尿病健康教育	高脂血症健康教育 喫煙者健康教育	個別健康教育・相談事業につ いては、新市発足時に西脇市 の例により統合する。
	健康診査事業 基本健診 (町ぐるみ健診)	〔対 象〕30歳以上 〔時 期〕・8～9月(9日間・6会場) ・休日健診：11月の日曜日(1日) 〔内 容〕身体計測、尿検査、血圧測定、問診、貧血検査、 生化学検査、眼底・心電図検査(選択) 〔徴収金〕1,300円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	〔対 象〕19歳以上 〔時 期〕・4月(4日間・1会場) ・休日健診：11月の日曜日(1日) 〔内 容〕同左 〔徴収金〕同左 (同左)	健康診査事業については、新 市発足時に再編する。 《実施時期等(案)》 (町ぐるみ健診) 8～9月に現行の日数、場 所で実施する。 (休日健診) 11月に2日間、1会場で 実施する。

		現 況		具体的調整方針
事務事業名	西 脇 市	黒 田 庄 町		
成人・老人保健	胃がん検診	〔対 象〕35歳以上 〔時 期〕町ぐるみ健診・休日健診と同時実施 〔徴収金〕1,200円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	〔対 象〕19歳以上 〔時 期〕同左 〔徴収金〕1,000円 (同左)	(肝炎ウイルス検診二次検診) 10月～1月に指定医療機関での個別検診とする。 (骨粗しょう症検診) 町ぐるみ健診・休日健診と同時実施とする。 (乳がん検診) 6月～3月まで指定医療機関での個別検診とする。 (子宮がん検診) 6月～3月まで指定医療機関での個別検診とする。
	大腸がん検診	〔対 象〕40歳以上 〔時 期〕町ぐるみ健診・休日健診と同時実施 〔徴収金〕500円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	〔対 象〕19歳以上 〔時 期〕同左 〔徴収金〕同左 (同左)	
	肺がん検診 (兼結核検診)	〔対 象〕16歳以上 〔時 期〕町ぐるみ健診・休日健診と同時実施 〔徴収金〕300円(喀痰検査は別途700円) (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	〔対 象〕19歳以上 〔時 期〕同左 〔徴収金〕無料(基本健診料に含む。喀痰検査は別途500円) (同左)	
	前立腺がん検診	〔対 象〕50歳以上の男性 〔時 期〕町ぐるみ健診・休日健診と同時実施 〔徴収金〕1,000円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	〔対 象〕希望者 〔時 期〕同左 〔徴収金〕1,500円 (同左)	
	肝炎ウイルス検診	〔対 象〕節目年齢(40、45、50、55、60、65、70歳)の者 〔時 期〕町ぐるみ健診・休日健診と同時実施 〔徴収金〕1,000円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	〔対 象〕同左 〔時 期〕同左 〔徴収金〕900円 (同左)	
	肝炎ウイルス検診二次検診	〔対 象〕基本検診でALT値40～49IU/Lの者、同検診未受診者 〔時 期〕10月～1月に指定医療機関で個別検診 〔徴収金〕1,700円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	未実施	
	骨粗しょう症検診	〔対 象〕30歳以上の女性 〔時 期〕10月～11月に4日間(集団検診) 〔徴収金〕1,100円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	〔対 象〕希望者 〔時 期〕町ぐるみ健診と同時実施 〔徴収金〕1,500円 (同左)	

		現 況		具体的調整方針
事務事業名		西 脇 市	黒 田 庄 町	
成人・老人保健	乳がん検診	〔対 象〕 30歳以上の女性 〔時 期〕 6月～1月に指定医療機関で個別検診 〔徴収金〕 500円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	〔対 象〕 希望者 〔時 期〕 5月～7月に指定医療機関で個別検診 〔徴収金〕 同左 (同左)	
	子宮がん検診	〔対 象〕 30歳以上の女性 〔時 期〕 6月～3月に指定医療機関で個別検診 〔徴収金〕 子宮頸部がん検診・・・1,600円 子宮体部頸部がん検診・・・2,300円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	〔対 象〕 希望者 〔時 期〕 5月～7月に指定医療機関で個別検診 〔徴収金〕 実施なし 同左 (同左)	
	人間ドック受診助成事業	〔対 象〕 満35歳以上(1年度内に一人1回限り) 助成の申請前に一年以上西脇市民である者 市民税・国民健康保険税の滞納がない世帯の者 〔医療機関〕 西脇病院 〔助成内容〕 1泊2日ドック(一般・国保) 45,500円 日帰り脳ドック(一般・国保) 35,000円 日帰りドック(国保) 28,000円	〔対 象〕 満40歳以上(1年度内に一人1回限り) 黒田庄町の在住の者 町ぐるみ健診、事業所健診等の未受診者 〔医療機関〕 大山病院・中町赤十字病院 〔助成内容〕 1回・・・・・・・・・・8,000円	
健康づくり推進協議会	〔名 称〕 西脇市健康づくり推進協議会 〔構 成〕 委員16名 学識経験者の代表(医師会長)、医療関係団体の代表(歯科医師会長、医師会副会長)、行政機関の代表(健康福祉事務所長、西脇病院長) 地区組織・地区衛生組織の代表(連合区長会長、老人クラブ連合会長、いずみ会会長、保健衛生推進委員会及び健康づくり推進委員会会長、消費者協会会長)、教育委員会・事業所関係の代表(学校長会会長、公民館運営審議会会長、体育指導委員会会長、JAみのり経済センター長、商工会議所専務理事、労働者福祉協議会会長) 〔任 期〕 2年	〔名 称〕 黒田庄町健康づくり推進協議会 〔構 成〕 委員20名 健康福祉事務所長、医師会代表、歯科医師会代表、区長会代表、体育協会会長、体育指導委員会会長、婦人会長、老人クラブ連合会長、社会福祉協議会会長、いずみ会代表、保健衛生委員会会長、愛育班班長、商工会理事、JAみのり黒田庄営農経済センター長、民生児童委員会会長、身体障害者福祉協会会長、歯科衛生士会代表、教育長、中央公民館長、学校長代表、 〔任 期〕 2年	健康づくり推進協議会については、新市において新たに設置する。	

先進事例

新市町村名	合併市町村名	合併の期日	調整の方針
朝来市 (新設合併)	生野町 和田山町 山東町 朝来町	平成17年3月31日まで (予定)	<p>1 母子保健事業 (1) 母子保健事業については、合併後概ね1年以内に再編することとし、再編するまでの間は現行のとおり実施する。ただし、産婦貧血検査及び2歳児健診については、合併時まで調整する。</p> <p>2 一般・老人保健事業 (1) 一般・老人保健事業については、合併後概ね1年以内に再編することとし、再編するまでの間は現行のとおり実施する。ただし、歯周疾患検診、健康教育・健康相談及び各種健(検)診の対象者と受診料については、合併時まで調整する。</p> <p>3 予防接種事業 (1) 予防接種事業については、合併後概ね1年以内に再編することとし、再編するまでの間は現行のとおり実施する。</p>
養父市 (新設合併)	八鹿町 養父町 大屋町 関宮町	平成16年4月1日	<p>1 母子保健事業、健康教育・健康診査・健康相談事業については、合併後も実施する。</p> <p>2 成人に対する健康診査については、検査項目・対象者・検査機関・検診料金(自己負担分)を統一し実施する。</p> <p>3 予防接種事業については現行のとおり実施する。</p>
加東市 (新設合併)	社町 滝野町 東条町	平成17年3月31日まで (予定)	<p>母子保健事業、成人・老人保健事業及び健康づくり事業については、新市において実施することを基本とし、事業内容(対象者・実施回数・個人負担等)を合併時に調整する。ただし、母子保健計画は合併後新市において策定する。また、母子保健推進員制度及び健康づくり推進協議会は再編し、新市に設置する。</p>

各種事業（学校教育事業）の取扱いについて

各種事業（学校教育事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月30日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（学校教育事業）の取扱い
<p>通学区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>A L T（英語指導助手）招致事業については、新市において西脇市の例により調整する。</p> <p>学校園建築・大規模改修・耐震診断等については、新市において早期に整備計画を立て、順次実施する。</p> <p>幼稚園保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により統合する。</p> <p>幼稚園降園バス事業については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>預かり保育については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>要・準要保護就学援助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に再編する。</p> <p>奨学資金については、新市発足時に貸付事業を再編し、給付事業を廃止する。ただし、合併の前日までに両市町で認定したものについては、現行の制度を適用する。</p> <p>学校給食センターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、給食費等については、新市発足時に再編する。</p>
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	教育部会
協定項目	22-18 各種事業(学校教育事業)の取扱い	関係項目	児童及び生徒の就学、英語指導助手、学校施設、幼稚園、就学援助、学校給食
調整内容	<p>通学区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>A L T (英語指導助手) 招致事業については、新市において西脇市の例により調整する。</p> <p>学校園建築・大規模改修・耐震診断等については、新市において早期に整備計画を立て、順次実施する。</p> <p>幼稚園保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により統合する。</p> <p>幼稚園降園バス事業については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>預かり保育については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>要・準要保護就学援助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に再編する。</p> <p>奨学資金については、新市発足時に貸付事業を再編し、給付事業を廃止する。ただし、合併の前日までに両市町で認定したものについては、現行の制度を適用する。</p> <p>学校給食センターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、給食費等については、新市発足時に再編する。</p>		

課題・問題点(現況)	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
<p>両市町とも通学区域が設定されている。</p> <p>A L T (英語指導助手) 招致事業は両市町とも実施しているが、配置状況や採用手続等に差異がある。</p> <p>学校園の建築・大規模改修・耐震診断等は各学校園の建築経過年数等の状況を踏まえ、今後の優先順位を調整する必要がある。</p> <p>幼稚園入園料は差異がないが、保育料に差異がある。</p>	<p>現行のとおりとする。</p> <p>合併後に調整する。</p> <p>合併後に再編する。</p> <p>合併後に統合する。</p>	<p>通学区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>A L T (英語指導助手) 招致事業については、新市において西脇市の例により調整する。</p> <p>西脇市立双葉小学校については、平成16年度に屋内運動場及び特別教室改築の実施設計委託を行うため、継続して改築工事を実施する。</p> <p>その他の学校園の施設整備については、新市において早期に整備計画を立て、順次実施する。</p> <p>幼稚園保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により統合する。</p>

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
<p>幼稚園降園バス事業は黒田庄町のみ実施している。</p> <p>預かり保育は西脇市のみ実施している。</p> <p>要・準要保護就学援助については、両市町とも実施しているが、認定基準等に差異がある。</p> <p>奨学資金貸付事業については、両市町とも実施しているが、奨学金の額や返還方法等に差異がある。また、給付事業は黒田庄町のみ実施している。</p> <p>学校給食センターは両市町にあり、それぞれで共同調理を行っている。</p> <p>給食費は設定方法や徴収方法に差異がある。</p>	<p>現行のとおりとする。</p> <p>現行のとおりとする。</p> <p>合併後に再編する。</p> <p>合併時に再編する。</p> <p>現行のとおりとする。</p> <p>合併時に再編する。</p>	<p>幼稚園降園バス事業については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>預かり保育については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>要・準要保護就学援助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に再編する。</p> <p>奨学資金については、新市発足時に貸付事業を再編し、給付事業を廃止する。ただし、合併の前日までに両市町で認定したものについては、現行の制度を適用する。</p> <p>学校給食センターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、給食費等については、新市発足時に再編する。</p>

項 目	現 西 脇 市				況 黒 田 庄 町			
	通学区域				通学区域			
通学区域	1 小学校 (16.5.1現在)				1 小学校 (16.5.1現在)			
	小学校名	学級数	児童数	区 域	小学校名	学級数	児童数	区 域
	西脇	24	701	西脇、下戸田、上野、上戸田、津万、嶋、大垣内、寺内、西嶋、蒲江、坂本、大野、高田井町 247～267、279、小坂町96～128、84～88、92～94、郷瀬町 395～(671除く。)	楠丘	14	277	喜多、大門、津万井、福地、岡、門柳、大伏、前坂
	重春	24	738	高田井町(西小以外全て)、野村町、和布町、高松町、板波町、平野町、谷町、和田町	桜丘	10	238	西沢、石原、田高、船町、小苗、黒田
	日野	15	405	小坂町(西小以外全て)、郷瀬町(西小以外全て)、富田町、日野町、富吉南町、富吉上町、前島町、西田町、市原町、大木町、野中町、羽安町				
	比延	12	262	比延町、上比延町、鹿野町、塚口町、高嶋町、堀町				
	双葉	6	42	中畑町、住吉町				
	芳田	7	159	落方町、明楽寺町、水尾町、岡崎町、上王子町、合山町、出会町、八坂町				
	2 中学校 (16.5.1現在)				2 中学校 (16.5.1現在)			
	中学校名	学級数	生徒数	区 域	中学校名	学級数	生徒数	区 域
西脇	17	534	西脇小学校区、日野小学校区、重春小学校区のうち高田井町のみ	黒田庄	11	285	町内全域	
西脇東	6	171	比延小学校区、双葉小学校区					
西脇南	13	403	重春小学校区のうち高田井町以外、芳田小学校区					

項 目	現 況																																																																																																																																																					
	西 脇 市	黒 田 庄 町																																																																																																																																																				
ALT招致事業 (英語指導助手)	1 配置状況 2人(西中に1人、南中・東中に1人) 2 採用手続 民間のALT派遣業者に委託 3 各校への訪問回数 ・基本的に配置校で勤務 ・要請があれば小学校・幼稚園へ出向く 4 勤務状況 ・午前8時から午後4時まで ・夏期休暇時期に70時間程度の小学校教職員英語研修を行う。	1 配置状況 1人 2 採用手続 JETプログラム(自治体国際化協会が斡旋している語学指導等を行う外国青年招致事業)を利用 3 各校への訪問回数 ・月曜日から木曜日は中学校勤務 ・金曜日は教育委員会勤務で、時間割により幼稚園・小学校で指導する。 4 勤務状況 ・午前8時30分から午後4時30分まで ・水曜日の午後7時30分から9時まで公民館の英会話講座で指導する。																																																																																																																																																				
学校園建築・大規模改修・耐震診断・耐震改修	【学校園校舎等施設の概要】 1 校舎・屋体 構造：R=鉄筋コンクリート造、S=鉄骨造、W=木造 <table border="1"> <thead> <tr> <th>小学校名</th> <th>種別</th> <th>構造</th> <th>建築年</th> <th>大規模改修実施年</th> <th>耐震診断実施年</th> <th>耐震改修実施年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">西脇</td> <td>校舎</td> <td>W</td> <td>S12</td> <td>H元</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>S45</td> <td>H2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋体</td> <td>R</td> <td>S54</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重春</td> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>S47</td> <td>H6~7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋体</td> <td>S</td> <td>S47</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">日野</td> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>S45</td> <td>H5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>S59</td> <td>H5</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>屋体</td> <td>R</td> <td>S56</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">比延</td> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>H11</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>屋体</td> <td>R</td> <td>H13</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">双葉</td> <td>校舎</td> <td>W</td> <td>S21</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>校舎</td> <td>S</td> <td>S36</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>講堂</td> <td>S</td> <td>S36</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">芳田</td> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>S42</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋体</td> <td>R</td> <td>S63</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	小学校名	種別	構造	建築年	大規模改修実施年	耐震診断実施年	耐震改修実施年	西脇	校舎	W	S12	H元	-	-	校舎	R	S45	H2			屋体	R	S54				重春	校舎	R	S47	H6~7			屋体	S	S47				日野	校舎	R	S45	H5			校舎	R	S59	H5	-	-	屋体	R	S56				比延	校舎	R	H11		-	-	屋体	R	H13		-	-	双葉	校舎	W	S21		-	-	校舎	S	S36				講堂	S	S36				芳田	校舎	R	S42				屋体	R	S63		-	-	【学校園校舎等施設の概要】 1 校舎・屋体 構造：R=鉄筋コンクリート造、S=鉄骨造、W=木造 <table border="1"> <thead> <tr> <th>小学校名</th> <th>種別</th> <th>構造</th> <th>建築年</th> <th>大規模改修実施年</th> <th>耐震診断実施年</th> <th>耐震改修実施年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">楠丘</td> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>H5</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>屋体</td> <td>R</td> <td>H5</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">桜丘</td> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>S37</td> <td>H2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>S49</td> <td>H2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>H元</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>屋体</td> <td>R</td> <td>H元</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	小学校名	種別	構造	建築年	大規模改修実施年	耐震診断実施年	耐震改修実施年	楠丘	校舎	R	H5		-	-	屋体	R	H5		-	-	桜丘	校舎	R	S37	H2			校舎	R	S49	H2			校舎	R	H元		-	-	屋体	R	H元		-	-
小学校名	種別	構造	建築年	大規模改修実施年	耐震診断実施年	耐震改修実施年																																																																																																																																																
西脇	校舎	W	S12	H元	-	-																																																																																																																																																
	校舎	R	S45	H2																																																																																																																																																		
	屋体	R	S54																																																																																																																																																			
重春	校舎	R	S47	H6~7																																																																																																																																																		
	屋体	S	S47																																																																																																																																																			
日野	校舎	R	S45	H5																																																																																																																																																		
	校舎	R	S59	H5	-	-																																																																																																																																																
	屋体	R	S56																																																																																																																																																			
比延	校舎	R	H11		-	-																																																																																																																																																
	屋体	R	H13		-	-																																																																																																																																																
双葉	校舎	W	S21		-	-																																																																																																																																																
	校舎	S	S36																																																																																																																																																			
	講堂	S	S36																																																																																																																																																			
芳田	校舎	R	S42																																																																																																																																																			
	屋体	R	S63		-	-																																																																																																																																																
小学校名	種別	構造	建築年	大規模改修実施年	耐震診断実施年	耐震改修実施年																																																																																																																																																
楠丘	校舎	R	H5		-	-																																																																																																																																																
	屋体	R	H5		-	-																																																																																																																																																
桜丘	校舎	R	S37	H2																																																																																																																																																		
	校舎	R	S49	H2																																																																																																																																																		
	校舎	R	H元		-	-																																																																																																																																																
	屋体	R	H元		-	-																																																																																																																																																

項 目	現						況							
	西 脇 市						黒 田 庄 町							
	中学校名							中学校名						
	種 別	構 造	建 築 年	大規模改修実施年	耐震診断実施年	耐震改修実施年		種 別	構 造	建 築 年	大規模改修実施年	耐震診断実施年	耐震改修実施年	
	西 脇	校 舎	R	S50	H9~10	H8~9	H9~10	黒田庄	校 舎	R	S58		-	-
		格 技	S	S61		-	-		校 舎	R	S58		-	-
		屋 体	R	S61		-	-		屋 体	R	S59		-	-
	西脇東	校 舎	R	H6		-	-		武 道 場	R	H3		-	-
		屋 体	S	S37										
	西脇南	校 舎	R	S36	H2									
		格 技	S	H2		-	-							
		屋 体	S	S40										
	幼稚園名							幼稚園名						
	種 別	構 造	建 築 年	大規模改修実施年	耐震診断実施年	耐震改修実施年		種 別	構 造	建 築 年	大規模改修実施年	耐震診断実施年	耐震改修実施年	
	西脇	園 舎	S	S31				楠丘	園 舎	W	S37		-	-
		遊 戯 室	S	S31					遊 戯 室	W	S37		-	-
	重春	園 舎	S	S42				桜丘	園 舎	W	S36		-	-
		遊 戯 室	S	S42										
	日野	園 舎	S	S53										
		遊 戯 室	S	S53										
	比延	園 舎	S	S41										
		遊 戯 室	S	S41										
双葉	園 舎	S	S36											
芳田	園 舎	S	H元		-	-								
	遊 戯 室	S	H元											
<p>双葉小学校屋内運動場、特別教室改築予定 平成16年度 実施設計業務委託 平成17年度 改築工事</p>														

項 目	現 況						
	西 脇 市				黒 田 庄 町		
	2 プール						
	学校名	種 別	構造	建築年	大規模改修実施年	耐震診断実施年	耐震改修実施年
	西脇小	プール	R	S38		-	-
	重春小	プール	R	S48		-	-
	日野小	プール	R	S39		-	-
	比延小	プール	R	S45		-	-
	双葉小	プール	R	S44		-	-
	芳田小	プール	R	S63		-	-
	西脇中	プール	R	H元		-	-
	西脇東中	プール	R	S48		-	-
	西脇南中	プール	R	S42		-	-
耐震診断については、昭和56年以前の設計で建築された耐震診断未実施の非木造の2階建て以上、又は面積が200㎡超の建物が対象 表中「-」は現在対象外							
幼稚園保育料	2 プール						
	学校名	種 別	構造	建築年	大規模改修実施年	耐震診断実施年	耐震改修実施年
楠丘小	プール	R	H13		-	-	
桜丘小	プール	S	H4		-	-	
黒田庄中	プール	R	S59		-	-	
耐震診断については、昭和56年以前の設計で建築された耐震診断未実施の非木造の2階建て以上、又は面積が200㎡超の建物が対象 表中「-」は現在対象外							
幼稚園保育料	1 保育料						
	入園料			5,000円			
保育料(月額)			5,000円				
幼稚園降園バス事業	2 徴収方法						
	毎月25日に指定の金融機関から口座振替						
幼稚園降園バス事業	1 事業概要						
	保育園のバスを利用し、降園時の運転業務をシルバー人材センターに委託している。 楠丘幼稚園 津万井、門柳、大伏、前坂地区の園児 桜丘幼稚園 小苗、黒田地区の園児						
2 利用料 なし							

項 目	現 況	
	西 脇 市	黒 田 庄 町
預かり保育	<p>1 対象 市内幼稚園の在園児で、幼稚園降園後保護者等の就労等の理由により家庭で保育できないもの</p> <p>2 実施状況 市内の2園で実施（西脇幼稚園・重春幼稚園） 通常保育日は保育終了時刻から午後5時45分まで 長期休業中は午前8時15分から午後5時45分まで</p> <p>3 保育料 園児1人につき 通常月 5,500円/月 8月 11,500円/月</p>	なし（学童保育に併せて実施している。）
要・準要保護 就学援助	<p>1 目的 学校教育法第25条及び第40条の規定に基づき、小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の保護者に対し、教育にかかる費用の一部を援助し、義務教育の円滑な実施に資する。</p> <p>2 認定基準 現在生活保護を受けている世帯</p> <p>前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 生活保護が停止又は廃止になった世帯</p> <p>イ 市民税の非課税又は減免の扱いを受けた保護者</p> <p>ウ 個人事業税の減免の扱いを受けた保護者</p> <p>エ 固定資産税の減免の扱いを受けた世帯</p> <p>オ 国民年金保険料の免除の扱いを受けた保護者</p> <p>カ 国民健康保険税の減免の扱いを受けた保護者</p> <p>キ 児童扶養手当の支給を受けている保護者</p> <p>ク 世帯更生資金の貸付を受けた世帯</p> <p>ケ 職業安定所登録日雇労働者である保護者</p>	<p>1 目的 同左</p> <p>2 認定基準 同左</p> <p>同左</p>

項 目	現 況																									
	西 脇 市	黒 田 庄 町																								
	<p>前年中の所得が次の額以下である世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯構成人員</th> <th>総 所 得 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>1,573,500円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>1,890,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>2,302,400円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>2,730,600円</td> </tr> <tr> <td>1人増す毎に</td> <td>393,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他特別の理由がある場合</p> <p>3 給付内容 学用品費、通学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、校外活動費、給食費、医療費</p> <p>4 平成15年度認定数 小学校 258人(認定率11.23%) 中学校 107人(認定率9.63%)</p>	世帯構成人員	総 所 得 額	2人	1,573,500円	3人	1,890,000円	4人	2,302,400円	5人	2,730,600円	1人増す毎に	393,000円	<p>前年中の所得が次の額以下で、かつ、認定の申請時においてもその額以下であると認められる世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯構成人員</th> <th>総 所 得 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>1,315,588円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>1,735,999円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>2,015,999円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>2,475,999円</td> </tr> <tr> <td>1人増す毎に</td> <td>456,792円</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他特別の事情がある場合</p> <p>3 給付内容 学用品費、通学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、校外活動費、給食費、医療費、通学費、体育実技用具費</p> <p>4 平成15年度認定数 小学校 35人(認定率6.54%) 中学校 12人(認定率4.27%)</p>	世帯構成人員	総 所 得 額	2人	1,315,588円	3人	1,735,999円	4人	2,015,999円	5人	2,475,999円	1人増す毎に	456,792円
世帯構成人員	総 所 得 額																									
2人	1,573,500円																									
3人	1,890,000円																									
4人	2,302,400円																									
5人	2,730,600円																									
1人増す毎に	393,000円																									
世帯構成人員	総 所 得 額																									
2人	1,315,588円																									
3人	1,735,999円																									
4人	2,015,999円																									
5人	2,475,999円																									
1人増す毎に	456,792円																									
奨学資金	<p>【西脇市奨学金貸付事業】</p> <p>1 対象者 西脇市に1年以上居住し、住民登録又は外国人登録を有する者(修学のため転出している者を含む。) 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に在学する学校長の推薦がある者 経済的な理由により修学が困難な者 他の奨学金(無利息)その他これに類するものを受けていない者</p> <p>2 金額(月額) 高等学校、高等専門学校 国公立 15,000円 私立 20,000円 短期大学、大学 国公立、私立 30,000円</p>	<p>【黒田庄町ふるさと奨学金貸与事業】</p> <p>1 対象者 原則として新たに大学(短期大学含む。)に入学した者 経済的な理由等により、修学が困難な者 黒田庄町英才教育奨学金を受けていない者</p> <p>2 金額(月額)及び人数 50,000円とし、新規貸与人数は原則5人までとする。</p>																								

現 況	
項 目	西 脇 市
	<p>3 貸付期間 申請を受理した日の属する月分から翌年3月31日まで (6月30日までに申請書を受理したときは、当該年度の4月分から貸し付ける。ただし、5月1日以降に対象要件に該当した場合はその日の属する月分から貸し付ける。)</p> <p>4 貸付けの方法 原則として3か月分ずつ奨学生又は保護者に口座振込により貸し付ける。</p> <p>5 返還方法 貸付終了後12か月を経過したときから貸付期間の2倍の期間内に返済(無利子)</p> <p>6 返還の免除(返還債務の全部又は一部を免除) 死亡したとき又は心身に著しく障害を受けたとき等により返還することが不能となったとき。 その他やむを得ない事情により返還を免除することが適当であると教育委員会が認めたとき。</p> <p>7 返還の猶予 修学年限の終了後引き続き上級学校に在学したとき。 疾病その他正当な理由により返還が著しく困難であると教育委員会が認めたとき。</p> <p>【給付事業】 なし</p>
	<p>3 貸与期間 申請を受理した日の属する月分から正規の修業年限まで (6月30日までに申請書を受理したときは、当該年度の4月分から貸与する。ただし、5月1日以降に対象要件に該当した場合はその日の属する月分から貸与する。)</p> <p>4 貸与の方法 年度を3期にわけて、奨学生に口座振込により貸与する。</p> <p>5 返還方法 貸与期間満了後及び貸与を打ち切られた日が属する月の翌月から起算して6か月を経過した後10年以内に返還(無利子)</p> <p>6 返還の免除(返還未済額の一部又は全部を免除) 黒田庄町に現に居住している間 死亡又は精神・身体の著しい障害その他やむを得ない事情により奨学金を返還することができなくなったと認められるとき。 貸与を受けたもの等が生活困難であるため、奨学金の返還が著しく困難であると認められるとき。</p> <p>7 返還の猶予 大学に引き続き在学するとき。 災害・盗難・疾病・負傷その他やむを得ない事情により返還期日に奨学金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p> <p>【黒田庄町奨学金給付事業】</p> <p>1 給付対象者 高等学校・高等専門学校・これに準ずる学校に在学しており、保護者が町に住所を有している者 経済的理由等によって修学が困難な者 他の制度による奨学金の給付を受けていない者</p>

現		況
項	西 脇 市	黒 田 庄 町
		2 金額(月額) 公立 10,000円 私立 30,000円 3 期間 4月分から修業年限まで(4月30日までの申請) 4 給付の方法 毎月分を保護者に口座振込により支給する。ただし必要があると認める場合は当該年度の2か月分以上を併せて支給することができる。
学校給食センター、給食費	給食センター 1 所在地 西脇市上戸田28 2 施設等の概要 建設 昭和45年11月 敷地面積 4,371㎡ 調理能力 4,500食/日(現在約4,000食を調理) 厨房環境 ウェット方式 3 施設の改築計画 施設の老朽化に伴い、改築の必要あり 給食費 1 給食費(月額)(平成11年4月改定) 幼稚園(週3回) 1,700円(1食あたり207円) 小学校 低学年 3,700円(1食あたり216円) 高学年 3,900円(1食あたり231円) 中学校 4,100円(1食あたり262円) 2 徴収方法 毎月25日に指定の金融機関から口座振替	給食センター 1 所在地 黒田庄町喜多1527-3 2 施設等の概要 建設 平成10年10月 敷地面積 1,623.09㎡ 調理能力 1,100食/日(現在約1,000食を調理) 厨房環境 フルドライ方式 3 施設の改築計画 なし 給食費 1 給食費(月額)(平成10年10月改定) 幼稚園(週5回)(5~7月) 4,000円(1食あたり205円) (9~3月) 3,000円 小学校 (4~7月) 4,000円(1食あたり205円) (9~3月) 3,000円 中学校 (4~9月) 4,000円(1食あたり230円) (10~3月) 3,000円 2 徴収方法 毎月学校園で徴収

関係法令

学校教育法（昭和22年法律第26号）

（保護者に対する援助）

第25条 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（準用規定）

第40条 第18条の2、第21条、第25条、第26条、第28条から第32条まで及び第34条の規定は、中学校に、これを準用する。この場合において、第18条の2中「前条各号」とあるのは、「第36条各号」と読み替えるものとする。

学校給食法（昭和29年法律第160号）

（学校給食の目標）

第2条 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。

学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。

食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。

食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

（経費の負担）

第6条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第22条第1項に規定する保護者の負担とする。

学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）

（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

第2条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第6条第1項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条（同法第40条及び第76条で準用する場合を含む。）又は第51条の8の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあっては、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

先進事例

関係市町	調 整 内 容
養父市	<ol style="list-style-type: none"> 1 町立幼稚園施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。保育時間については、養父町の例による。 2 幼稚園保育料については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 3 町立小学校施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 4 町立中学校施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 5 学校給食共同調理所等施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。施設のあり方については、近代化、合理化、衛生、防災面等対応を踏まえて新市において基本計画を策定する。 6 学校給食費については、幼稚園2,300円・小学校3,600円・中学校3,900円とし、合併時までに統一する。 7 小・中学校の通学区域については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 8 スクールバス、通学に係る補助・助成については、現行のまま新市へ移行し、新市において検討委員会を組織し、総合的に検討する。
亀山市 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後新市において調整する。ただし、地域子育て支援事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。 ・幼稚園・小中学校施設耐震化事業については、両市町の補強計画等を新市に引き継ぐ。 ・亀山西小学校改築事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ・学校教育ビジョンについては、新市において新たに策定する。 ・通学区域については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに学校区の再編について協議する。 ・学校給食及びスクールバス運行事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ・災害共済給付事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。 ・幼稚園保育料については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。ただし、保育料の減免については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。 ・奨学金については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。
中町、加美町、八千代町 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 通学区域については、新町に引き継ぐ。 2 通園バス・スクールバスの運行については、合併時に再編する。 3 自転車・バス通学補助については、新町に引き継ぐ。 4 幼稚園運営については、新町に引き継ぐ。保育料等は合併時までに調整する。 5 学校給食業務については、新町に引き継ぐ。ただし、施設のあり方については、処理能力、生徒数の動向を勘案し、近代化、衛生、防災面等の対応も含めて新町で検討する。 6 学校給食費については、合併時までに調整する。 7 給食運営委員会については、合併時に再編する。ただし、報酬については、特別職の身分の取扱いとして、別途調整する。

各種事業（文化振興事業）の取扱いについて

各種事業（文化振興事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月30日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（文化振興事業）の取扱い
市町指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。 指定文化財の維持管理事業については、新市において西脇市の例により調整する。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	教育部会
協定項目	22-19 各種事業(文化振興事業)の取扱い	関係項目	文化財の保護・顕彰	
調整内容	市町指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。 指定文化財の維持管理事業については、新市において西脇市の例により調整する。			

課題・問題点(現況)	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
<p>各市町指定の文化財がある。</p> <p>指定文化財の維持管理体制に差異はないが、修理、保護等に係る補助金の交付方法に差異がある。</p>	<p>現行のとおりとする。</p> <p>合併後に調整する。</p>	<p>市町指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>指定文化財の維持管理事業については、新市において西脇市の例により補助金交付規程を設け、保存修理に努める。</p>

		現		況		
項 目	西 脇 市		黒 田 庄 町			
市町指定文化財	市指定文化財 20件 有形文化財(13件)		町指定文化財 6件 有形文化財(6件)			
	種 別	指 定 名 称	所 在 地	種 別	指 定 名 称	所 在 地
	建 造 物	釈迦三尊板碑	西田町88 西仙寺	建 造 物	石造十三重塔	大門字堂の前
		五輪塔	西田町88 西仙寺	彫 刻	木製本地仏	兵庫県立歴史博物館(寄託)
		石造宝篋印塔 附石灯籠残欠	明楽寺町1015 薬師堂		木造阿弥陀如来立像	石原1161 西光寺
	彫 刻	慶雲寺木造釈迦如来坐像	上比延町591 1 慶雲寺	書跡工芸 書 跡	青銅製経筒(蓋付)	石原1161 西光寺
		木造阿弥陀如来坐像	板波町696 3 弥勒堂		絵巻(写経)	兵庫県立歴史博物館(寄託)
		木造大日如来坐像	西脇市郷土資料館	書跡工芸	陶製経筒	
	書 跡	慶長15年郷瀨村免定	西脇市郷土資料館	考 古	鉄刀、鉄剣、鉄鏃	大伏26-1
	書跡工芸	写経大般若経、春日版 大般若経及び経櫃	西脇市郷土資料館			
	絵 画	石崖筆桃園義盟図幟	個人宅			
		石崖筆張飛図絵馬附 同時奉納絵馬	西脇市郷土資料館			
	考 古	重弁七葉蓮華文軒丸瓦	西脇市郷土資料館			
		複弁八葉蓮華文軒丸瓦	西脇市郷土資料館			
		滝ノ上20号墳出土品	西脇市郷土資料館			
	民俗文化財(4件)					
	種 別	指 定 名 称	所 在 地			
	有形民俗	すきぐし製造用具	西脇市郷土資料館			
		観音堂境内図絵馬	西脇市郷土資料館			
	無形民俗	妙覚寺ワラワラ	市原町576 妙覚寺			
		八幡神社お笑い神事	下戸田626 八幡神社			
	記念物(3件)					
	種 別	指 定 名 称	所 在 地			
史 跡	下山古墳	富吉南町249 11 日野団地				
天然記念物	フジ	明楽寺町1014 六所神社				
	西光寺山のウバメガン群落	中畑町ほか 西光寺山				

現			況			
項	西 脇 市		黒 田 庄 町			
目	【参 考】		【参 考】			
	1 県指定文化財 11件 有形文化財(5件)		1 県指定文化財 2件 有形文化財(2件)			
	種 別	指 定 名 称	所 在 地	種 別	指 定 名 称	所 在 地
	建 造 物	住吉神社本殿	上比延町1429 1 住吉神社	建 造 物	荘厳寺多宝塔	黒田1589 荘厳寺
		西仙寺本堂	西田町88 西仙寺		兵主神社拝殿	岡372-2 兵主神社
		熊野権現社本殿				
	彫 刻	木造十一面観音立像	坂本455 西林寺			
		木造薬師如来坐像	住吉町1030 大通寺			
	考 古	きつね塚古墳石棺	明楽寺町14 輝根塚教苑境内			
	民俗文化財(1件)					
	種 別	指 定 名 称	所 在 地			
	無形民俗	石上神社なまずおさえ神事	板波町4 石上神社			
	記念物(5件)					
	種 別	指 定 名 称	所 在 地			
	史 跡	道の上古墳	羽安町389 3ほか アカ山			
		緑風台窯址附出土遺物	野村町1813 11 古窯陶芸館			
		岡ノ山古墳	上比延町244 1 岡之山山頂			
	天然記念物	西林寺のカラコツバキ	坂本455 西林寺			
		荒神社のムクノキ	鹿野町1359-1 荒神社境内			
	2 国登録有形文化財 1件					
	指 定 名 称	所 在 地				
	旧来住家住宅	西脇394-1,2,3				

項 目	現 況	
	西 脇 市	黒 田 庄 町
指定文化財の維持管理事業	<p>1 指定文化財への補助 指定文化財の管理若しくは修理又は保存のため必要があると認めるときは、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p>・補助対象内容 修理に要する経費 防災施設に要する経費 防災設備保守点検に要する経費 民俗文化財地域伝承活動に要する経費</p> <p>2 補助金の額 国庫補助のある場合 補助対象経費から国庫補助金及び県補助金を控除した残額の50%以内</p> <p>県補助のある場合 補助対象経費から県補助金を控除した残額の50%以内</p> <p>市補助のみの場合 補助対象経費の50%以内</p>	<p>1 指定文化財への補助 指定文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、当該指定有形文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、町は、当該所有者又は管理団体に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助する。</p>

先進事例

関係市町	調 整 内 容
養父市	(抜粋) 町指定文化財については、現行のまま新市へ引き継ぐ。
亀山市 (予定)	(抜粋) 文化財維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。伝統的芸能保存伝承活動支援及び文化財保護事業費補助については、合併後速やかに調整する。
朝来市 (予定)	(抜粋) 文化財に関すること 文化財保護審議会については、合併後速やかに再編する。報酬については、報酬審議会に準じた機関を組織し、合併時までに調整する。 町指定の文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。 埋蔵文化財出土品の展示、保管場所については、合併後、新市において検討する。
丹波市 (予定)	(抜粋) 町指定文化財は、すべて新市に引継ぐ。
加東市 (予定)	(抜粋) 1 町指定文化財は、現行どおり新市に引き継ぎ、市指定文化財とする。 2 町単独文化財保存事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、実施する。

事前提案事項

協議第47号	各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）について	P 1 ~ P 9
協議第48号	各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）について	P 1 0 ~ P 1 8
協議第49号	各種事業（その他事業）の取扱いについて	P 1 9 ~ P 2 3
協議第50号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	P 2 4 ~ P 2 9

協議第47号

各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）について

各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）については、次のとおりとする。

平成16年7月29日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）

道路照明灯・防犯灯の設置及び維持管理については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

市道・町道については、現行のまま新市の市道として引き継ぎ、新市において新たな市道認定基準を定め、認定道路の見直しを行う。

道路及び河川改良事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、黒田庄町の区域については、当分の間、認定外道路及び排水路改良事業を対象に、現行の黒田庄町町単独補助事業を実施する。

急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者分担金は、新市発足時に黒田庄町の例により調整する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	22-16 各種事業（建設関係事業）の取扱い その2	関 係 項 目	専門部会名	産業・建設部会
			防災・防犯、道路・河川の施設管理、 道路・河川の新設改良	
調 整 内 容	<p>道路照明灯・防犯灯の設置及び維持管理については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p>市道・町道については、現行のまま新市の市道として引き継ぎ、新市において新たな市道認定基準を定め、認定道路の見直しを行う。</p> <p>道路及び河川改良事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、黒田庄町の区域については、当分の間、認定外道路及び排水路改良事業を対象に、現行の黒田庄町町単独補助事業を実施する。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者分担金は、新市発足時に黒田庄町の例により調整する。</p>			

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具 体 的 調 整 方 針
<p>道路照明灯・防犯灯の維持管理について差異がある。</p> <p>市道・町道の認定基準について差異がある。</p> <p>道路・河川改良事業について、施行方法及び分担金の率に差異がある。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者分担金については、黒田庄町のみ課している。</p>	<p>合併時に西脇市の例により統合する。</p> <p>現行のまま新市に引き継ぎ、新市において見直しを行う。</p> <p>合併時に西脇市の例により統合する。</p> <p>合併時に黒田庄町の例により調整する。</p>	<p>道路照明灯・防犯灯の設置及び維持管理については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p>市道・町道については、現行のまま新市の市道として引き継ぎ、新市において新たな市道認定基準を定め、認定道路の見直しを行う。</p> <p>道路及び河川改良事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、黒田庄町の区域については、当分の間、認定外道路及び排水路改良事業を対象に、現行の黒田庄町町単独補助事業を実施する。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者分担金は、新市発足時に黒田庄町の例により調整する。</p>

項 目	現	況																								
	西 脇 市	黒 田 庄 町																								
道路照明灯・防犯灯の設置及び維持管理	<p>西脇市道路照明施設の設置及び取扱いに関する要綱</p> <p>【目的】 夜間における住民の安全と交通事故の防止を図る。</p> <p>【道路照明灯設置場所】 道路の交差点、横断歩道又は横断歩道橋のある付近 道路の幅員構成、線形が急激に変化する場所 池、橋りょう、トンネル、又は踏切等があり、交通に危険と認められる場所 上記以外で、夜間交通上危険で特に必要と認められる場所</p> <p>【防犯灯設置場所】 市道及びその他の道路で必要と認められる場所 防犯上危険防止のため必要と認められる場所 その他市長が特に必要と認める場所</p> <p>【設置の方法】 道路照明施設（道路照明灯及び防犯灯）は、市長が特に必要と認めるもののほか、地元区長からの要望に基づき市が設置する。</p> <p>【照明施設の維持管理】 道路照明施設の維持管理は市が行う。ただし、集落内の防犯灯の維持管理については地元が行う。</p>	<p>要綱未整備</p> <p>【目的】 夜間における住民の安全と交通事故の防止を図る。</p> <p>【道路照明灯設置場所】 道路の新設・改良の際に必要があると認められる場所 区長からの要望があり適当と認められる場所</p> <p>【防犯灯設置場所】 集落間を結ぶ幹線道路について防犯上必要と認められる場所</p> <p>【設置の方法】 道路照明施設（道路照明灯及び防犯灯）は、町長が特に必要と認めるものについて、町が設置する。ただし、集落内の防犯灯については地元で設置する。</p> <p>【照明施設の維持管理】 町設置の道路照明施設の維持管理については町が行う。ただし、地元設置の防犯灯の維持管理については地元が行う。</p>																								
道路認定等	<p>認定路線</p> <p>【市道路認定路線】（平成16年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>路線数</th> <th>路線延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>3 5 路線</td> <td>31,438.0m</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>2 4 路線</td> <td>15,027.6m</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7 2 7 路線</td> <td>243,937.3m</td> </tr> </tbody> </table> <p>道路改良率 6 6 . 5 % 舗 装 率 9 4 . 7 %</p>		路線数	路線延長	1 級	3 5 路線	31,438.0m	2 級	2 4 路線	15,027.6m	その他	7 2 7 路線	243,937.3m	<p>認定路線</p> <p>【町道路認定路線】（平成16年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>路線数</th> <th>路線延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>7 路線</td> <td>6,997.3m</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>1 4 路線</td> <td>14,861.5m</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4 7 2 路線</td> <td>118,910.1m</td> </tr> </tbody> </table> <p>道路改良率 5 2 . 9 % 舗 装 率 8 6 . 2 %</p>		路線数	路線延長	1 級	7 路線	6,997.3m	2 級	1 4 路線	14,861.5m	その他	4 7 2 路線	118,910.1m
	路線数	路線延長																								
1 級	3 5 路線	31,438.0m																								
2 級	2 4 路線	15,027.6m																								
その他	7 2 7 路線	243,937.3m																								
	路線数	路線延長																								
1 級	7 路線	6,997.3m																								
2 級	1 4 路線	14,861.5m																								
その他	4 7 2 路線	118,910.1m																								

項 目	現 況 西 脇 市	黒 田 庄 町
	<p>認定基準</p> <p>【趣旨】 道路法第3条第4号に規定する西脇市道路の取扱いに関して必要な事項を定める。</p> <p>【認定基準】 市道に認定する道路は、一般の交通の用に供する道路で原則として幅員が4メートル以上又は4メートル以上に改良できる道路であり、次の各号の一に該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>都市計画道路として決定し、事業認定を受けた道路又は土地区画整理法に基づいて築造された道路 市内の公共施設に通ずる道路、国、県道と市道又は市道と市道を相互に連絡する主要な道路 地区内の主要な道路又は他市町と連絡する道路 沿線に家屋が点在している道路</p> <p>【市道の等級及び規格】</p> <p>1級市道</p> <p>ア 都市計画決定された幹線道路 イ 国、県道と接続して市内を縦断又は横断して市内幹線道路網の主要部分を構成する道路 ウ 幅員が7メートル以上のもの又は幅員7メートル以上に拡幅計画のある主要な道路 エ その他特に市長が必要と認めた主要な道路</p> <p>2級市道</p> <p>ア 都市計画決定された補助幹線道路 イ 国、県道又は一級市道に接続した道路 ウ 幅員が4メートル以上のもの又は幅員4メートル以上に拡幅計画のある主要な道路 エ 2地区以上及び公共施設に連絡する道路 オ その他特に市長が必要と認めた道路</p> <p>その他の市道 前各号に定める以外の道路</p>	<p>認定基準</p> <p>【趣旨】</p> <p>【認定基準】 特に設けていない。</p> <p>【町道の等級及び規格】 特に設けていない。</p>

項 目	現 況				黒 田 庄 町					
	西 脇 市									
道路等改良事業	市道				町道					
	種別	費目 事業区分	新設改良工事	舗装新設工事	補修工事	種別	費目 事業区分	新設改良工事	舗装新設工事	補修工事
	1級市道	国庫補助事業	国費及び市費	国費及び市費	市費	1級町道	国庫補助事業	国費及び町費	国費及び町費	町費
		市単独事業	市費	市費	市費		町単独事業	町費	町費	町費
	2級市道	国庫補助事業	国費及び市費	国費及び市費	市費	2級町道	国庫補助事業	国費及び町費	国費及び町費	町費
		市単独事業	市費	市費	市費		町単独事業	町費	町費	町費
	その他の市道	市単独事業	市費	市費	市費	その他の町道	町単独事業	町費	町費	町費
	種別	用地取得	物件補償		種別	用地取得	物件補償			
	1級市道	国費及び市費	国費及び市費		1級町道	国費及び町費	国費及び町費			
		市費	市費			町費	町費			
2級市道	国費及び市費	国費及び市費		2級町道	国費及び町費	国費及び町費				
	市街化区域は1級と同等扱い その他は地元負担 市費 50%	市街化区域は1級と同等扱い その他は地元負担 市費 50%	市費 50%		町費	町費				
その他の市道	地元負担 市費	50% 50%	地元負担 市費	50% 50%	その他の町道	町費	町費			
1 用地買収単価は、下記の 又は の安い方の価格を採用する。 近隣の公示地・基準値の価格及び鑑定価格から比準した価格 地元自治会と地権者で合意を得ている価格 2 市単独事業の用地費・物件補償費の交渉は、地元自治会が主体的に行い、市職員が補助する。 3 測量及び登記事務は、市が行う。				集落の実施する10万円以上の道路改良事業に70%の補助を行う町単独補助事業の制度あり。						

現 況	
項 目	西 脇 市
	<p>生活道路</p> <p>【根拠】 西脇市生活道路整備要綱</p> <p>【目的】 生活道路の舗装を行うことについて必要な事項を定め、もって交通網及び生活環境の整備を図ることを目的とする。</p> <p>【整備の対象】 生活道路の整備の対象となる道路は、道路の現況を有し、敷地の境界が明確に区分されて、かつ、国、県、市道と接続している道路で、次の各号の一に該当するものをいう。 沿道に人家が密集している道路 公共施設に通じる道路 交通量の多い道路</p> <p>【施行及び負担】 生活道路の整備は、申請者の依頼により市が予算の範囲内で施行するものとし、請負（清算）工事費の2分の1を地元が負担する。</p> <p>【整備後の維持管理】 整備後の維持管理は、地元が行うものとする。</p>
	<p>生活道路</p>
	<p>市単独補助事業</p>
	<p>町単独補助事業</p> <p>【根拠】 黒田庄町土木費等地元負担金分担金の一部を助成する規則</p> <p>【目的】 町内における公共土木施設及び公共社会福祉施設の工事のために支出する地元分担金又は負担金に対し、その一部を助成し、地元の負担軽減を図ると共に、当該施設の向上進展に寄与する。</p> <p>【助成の対象】 査定設計額10万円以上の町単独事業で公共性を持ち、かつ、住民の共有に帰すると認められる事業</p> <p>【助成率】 査定設計額の10分の7を助成（事業主体は集落）</p>

項 目	現 況																																							
	西 脇 市			黒 田 庄 町																																				
急傾斜地崩壊対策事業	<p>【事業の概要】 急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地の土地の崩壊を防止するための施設を造り、土地の崩壊を防止する。県の事業であるが、工事に要する費用の一部をその利益を受ける者から分担金として徴収する。</p> <p>【事業費の負担割合等】 地元分担金を徴収する規定なし。 事業実施箇所なし。 (参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業主体</th> <th colspan="2">国・県</th> <th>市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業名</td> <td>公共事業</td> <td>県単独事業</td> <td>災害関連地域防災 がけ崩れ対策事業</td> </tr> <tr> <td>率</td> <td>国県 8/10～9.5/10</td> <td>県 9/10</td> <td>国県 3/4</td> </tr> <tr> <td>市町負担</td> <td>2/10～0.5/10</td> <td>1/10</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>全体事業費</td> <td>4,000万円以上</td> <td>特になし</td> <td>300万円以上</td> </tr> <tr> <td>保全対象</td> <td>人家10戸以上ただし避難関連、弱者対策は5戸以上</td> <td>人家5戸以上ただし5戸未満であっても官公署、病院、学校旅館等があるもの</td> <td>人家2戸以上</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域内</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設の管理</td> <td>県</td> <td>県</td> <td>市町</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・高さ10m以上 ・砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区ではできない。</td> <td>・高さ5m以上 ・砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区ではできない。</td> <td>・高さ5m以上 ・原則として、砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区ではできない。 ・激甚災害指定が必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>避難関連は、全体事業費は、7,000万円以上となる。</p>			事業主体	国・県		市町	事業名	公共事業	県単独事業	災害関連地域防災 がけ崩れ対策事業	率	国県 8/10～9.5/10	県 9/10	国県 3/4	市町負担	2/10～0.5/10	1/10	1/4	全体事業費	4,000万円以上	特になし	300万円以上	保全対象	人家10戸以上ただし避難関連、弱者対策は5戸以上	人家5戸以上ただし5戸未満であっても官公署、病院、学校旅館等があるもの	人家2戸以上	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険区域内	急傾斜地崩壊危険区域内		施設の管理	県	県	市町	その他	・高さ10m以上 ・砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区ではできない。	・高さ5m以上 ・砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区ではできない。	・高さ5m以上 ・原則として、砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区ではできない。 ・激甚災害指定が必要	<p>【事業の概要】 同 左</p> <p>【事業費の負担割合】 受益者分担金については、町負担の3/10 平成15～17年度事業実施あり</p>
事業主体	国・県		市町																																					
事業名	公共事業	県単独事業	災害関連地域防災 がけ崩れ対策事業																																					
率	国県 8/10～9.5/10	県 9/10	国県 3/4																																					
市町負担	2/10～0.5/10	1/10	1/4																																					
全体事業費	4,000万円以上	特になし	300万円以上																																					
保全対象	人家10戸以上ただし避難関連、弱者対策は5戸以上	人家5戸以上ただし5戸未満であっても官公署、病院、学校旅館等があるもの	人家2戸以上																																					
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険区域内	急傾斜地崩壊危険区域内																																						
施設の管理	県	県	市町																																					
その他	・高さ10m以上 ・砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区ではできない。	・高さ5m以上 ・砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区ではできない。	・高さ5m以上 ・原則として、砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区ではできない。 ・激甚災害指定が必要																																					

関係法令

道路法（昭和27年法律第180号）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

（道路の種類）

第3条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

高速自動車国道

一般国道

都道府県道

市町村道

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

5 前項の承諾があつた場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

（路線認定の告示）

第9条 都道府県知事又は市町村長は、第7条又は前条の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。

（市町村道の管理）

第16条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

2 第8条第3項の規定により市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合においては、その道路の管理は、当該路線を認定した市町村長の統轄する市町村が行う。但し、当該路線が他の市町村道の路線と重複する場合においては、その重複する部分の道路の管理方法については、関係市町村長がそれぞれの議会の議決を経て協議しなければならない。

3 第7条第5項及び第6項の規定は、前項但書の規定による協議が成立しない場合について準用する。この場合において、これらの規定中「関係都道府県知事」とあるのは「関係市町村長」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第6項中「当該都道府県の議会」とあるのは「当該市町村の議会」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第7条第5項及び第6項の規定により都道府県知事が裁定をした場合においては、第2項但書の規定の適用については、関係市町村長の協議が成立したものとみなす。

5 第2項但書の規定による関係市町村長の協議が成立した場合（前項の規定により関係市町村長の協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、関係市町村長は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

先進事例

市町村名	調整の方針
<p>加東市 (予定)</p>	<p>各種事務事業（交通防犯関係事業）の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全啓発事業については、合併後に調整する。 2 通学路の交通安全指導については、合併時に調整する。 3 防犯灯の設置基準及び維持管理については、合併時に調整する。 <p>各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路占用料については、合併時に統一する。 2 公園使用料については、合併時に統一する。 3 町道、河川及び橋梁については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 4 合併時に認定町道の見直しを行う。合併後5年を目途に道路網の見直しを行い、新たに認定基準を策定する。 5 生活道路舗装事業については、道路網の見直しと同時に事業の見直しを行う。ただし、事業の見直しが完了するまでは、新市全域に生活道路舗装事業は継続する。
<p>豊岡市 (予定)</p>	<p>建設関係事業の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 急傾斜地崩壊対策事業受益者負担金は、事業費の1%とする。 (2) 土木事業受益者負担金は、合併時に廃止する。 (3) 道路占用料は、豊岡市の例により調整する。 (4) 日高町の掘削弁償金制度は、合併時に廃止する。 (5) 公営住宅家賃決定基準に係る利便性係数は、県営住宅の例により調整する。ただし、新家賃が現行家賃より高くなる者は、合併後3年間負担軽減措置を講じる。 (6) 公営住宅の維持管理等は、豊岡市の例により調整する。ただし、公営住宅に係る駐車場使用料は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後整備されるものについては使用料を徴収する。なお、新市において策定される住宅マスタープラン等総合的な住宅施策を策定する中で、その適切な負担のあり方についても検討する。
<p>淡路市 (予定)</p>	<p>建設関係事業の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定道路、河川等については、新市に引き継ぐ 2 道路占用料については、合併時に調整する。 3 道路認定基準については、幅員4m以上を基本とし、詳細な基準については合併時まで調整する。 4 法定外公共物占用料については、合併時まで調整する。

協議第48号

各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）について

各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）については、次のとおりとする。

平成16年7月29日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）

下水道事業等及びその認可区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。

下水道事業等の受益者負担金・分担金については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。

下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。納付方法については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

水洗化促進事業については、新市において再編する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	22-17 各種事業(上・下水道事業)の取扱いについて (その2)	関係項目	下水道事業
調整内容	下水道事業等及びその認可区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。 下水道事業等の受益者負担金・分担金については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。 下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。納付方法については、新市発足時に西脇市の例により統合する。 水洗化促進事業については、新市において再編する。		

現		況		調整方針		
西脇市		黒田庄町				
1. 下水道事業		1. 下水道事業		下水道事業等及びその認可区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。		
公共下水道事業		公共下水道事業				
下水道の名称	西脇市公共下水道事業(都市計画)	下水道の名称	特定環境保全公共下水道事業			
処理区名	西脇分区	処理区名	南部処理区			
排除方式	分流式	排除方式	分流式			
全体計画	面積	1,533ha	全体計画		面積	190.0ha
	人口	34,400人			人口	5,800人
	処理場面積	加古川上流浄化センターにて処理			処理場面積	9,999m ²
	処理能力	加古川上流浄化センターにて処理			処理能力	2,270m ³ /日平均
農業集落排水事業		農業集落排水事業				
下水道の名称	農業集落排水事業	下水道の名称	農業集落排水事業			
処理区名	水尾地区	処理区名	中部処理区			
排除方式	分流式	排除方式	分流式			
全体計画	面積	13.4ha	全体計画	面積	43.6ha	
	人口	550人		人口	1,430人	
	処理場面積	995.00m ²		処理場面積	3,244m ²	
	処理能力	149.0m ³ /日		処理能力	387m ³ /日	

現 況		調整方針															
西 脇 市	黒 田 庄 町																
<table border="1"> <tr><td>下水道の名称</td><td>農業集落排水事業</td></tr> <tr><td>処理区名</td><td>合山地区</td></tr> <tr><td>排除方式</td><td>分流式</td></tr> <tr><td rowspan="4">全体計画</td><td>面積</td><td>5.2ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>280人</td></tr> <tr><td>処理場面積</td><td>923.64m²</td></tr> <tr><td>処理能力</td><td>75.6m³/日</td></tr> </table>		下水道の名称	農業集落排水事業	処理区名	合山地区	排除方式	分流式	全体計画	面積	5.2ha	人口	280人	処理場面積	923.64m ²	処理能力	75.6m ³ /日	
下水道の名称	農業集落排水事業																
処理区名	合山地区																
排除方式	分流式																
全体計画	面積	5.2ha															
	人口	280人															
	処理場面積	923.64m ²															
	処理能力	75.6m ³ /日															
<table border="1"> <tr><td>下水道の名称</td><td>農業集落排水事業</td></tr> <tr><td>処理区名</td><td>中畑地区</td></tr> <tr><td>排除方式</td><td>分流式</td></tr> <tr><td rowspan="4">全体計画</td><td>面積</td><td>16.4ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>700人</td></tr> <tr><td>処理場面積</td><td>1,056.44m²</td></tr> <tr><td>処理能力</td><td>189.0m³/日</td></tr> </table>		下水道の名称	農業集落排水事業	処理区名	中畑地区	排除方式	分流式	全体計画	面積	16.4ha	人口	700人	処理場面積	1,056.44m ²	処理能力	189.0m ³ /日	
下水道の名称	農業集落排水事業																
処理区名	中畑地区																
排除方式	分流式																
全体計画	面積	16.4ha															
	人口	700人															
	処理場面積	1,056.44m ²															
	処理能力	189.0m ³ /日															
<table border="1"> <tr><td>下水道の名称</td><td>農業集落排水事業</td></tr> <tr><td>処理区名</td><td>高松地区</td></tr> <tr><td>排除方式</td><td>分流式</td></tr> <tr><td rowspan="4">全体計画</td><td>面積</td><td>10.0ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>850人</td></tr> <tr><td>処理場面積</td><td>928.47m²</td></tr> <tr><td>処理能力</td><td>230.0m³/日</td></tr> </table>		下水道の名称	農業集落排水事業	処理区名	高松地区	排除方式	分流式	全体計画	面積	10.0ha	人口	850人	処理場面積	928.47m ²	処理能力	230.0m ³ /日	
下水道の名称	農業集落排水事業																
処理区名	高松地区																
排除方式	分流式																
全体計画	面積	10.0ha															
	人口	850人															
	処理場面積	928.47m ²															
	処理能力	230.0m ³ /日															
<table border="1"> <tr><td>下水道の名称</td><td>農業集落排水事業</td></tr> <tr><td>処理区名</td><td>日野北地区</td></tr> <tr><td>排除方式</td><td>分流式</td></tr> <tr><td rowspan="4">全体計画</td><td>面積</td><td>48.1ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>2,340人</td></tr> <tr><td>処理場面積</td><td>2,163.87m²</td></tr> <tr><td>処理能力</td><td>632.0m³/日</td></tr> </table>		下水道の名称	農業集落排水事業	処理区名	日野北地区	排除方式	分流式	全体計画	面積	48.1ha	人口	2,340人	処理場面積	2,163.87m ²	処理能力	632.0m ³ /日	
下水道の名称	農業集落排水事業																
処理区名	日野北地区																
排除方式	分流式																
全体計画	面積	48.1ha															
	人口	2,340人															
	処理場面積	2,163.87m ²															
	処理能力	632.0m ³ /日															
<table border="1"> <tr><td>下水道の名称</td><td>農業集落排水事業</td></tr> <tr><td>処理区名</td><td>小苗処理区</td></tr> <tr><td>排除方式</td><td>分流式</td></tr> <tr><td rowspan="4">全体計画</td><td>面積</td><td>8.4ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>380人</td></tr> <tr><td>処理場面積</td><td>1,419m²</td></tr> <tr><td>処理能力</td><td>103m³/日</td></tr> </table>		下水道の名称	農業集落排水事業	処理区名	小苗処理区	排除方式	分流式	全体計画	面積	8.4ha	人口	380人	処理場面積	1,419m ²	処理能力	103m ³ /日	
下水道の名称	農業集落排水事業																
処理区名	小苗処理区																
排除方式	分流式																
全体計画	面積	8.4ha															
	人口	380人															
	処理場面積	1,419m ²															
	処理能力	103m ³ /日															
<table border="1"> <tr><td>下水道の名称</td><td>農業集落排水事業</td></tr> <tr><td>処理区名</td><td>北部処理区</td></tr> <tr><td>排除方式</td><td>分流式</td></tr> <tr><td rowspan="4">全体計画</td><td>面積</td><td>34.7ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>1,960人</td></tr> <tr><td>処理場面積</td><td>3,301m²</td></tr> <tr><td>処理能力</td><td>530m³/日</td></tr> </table>		下水道の名称	農業集落排水事業	処理区名	北部処理区	排除方式	分流式	全体計画	面積	34.7ha	人口	1,960人	処理場面積	3,301m ²	処理能力	530m ³ /日	
下水道の名称	農業集落排水事業																
処理区名	北部処理区																
排除方式	分流式																
全体計画	面積	34.7ha															
	人口	1,960人															
	処理場面積	3,301m ²															
	処理能力	530m ³ /日															

現		況		調整方針
西 脇 市		黒 田 庄 町		
下水道の名称	農業集落排水事業			
処 理 区 名	出会地区			
排 除 方 式	分流式			
全体計画	面 積	3.7ha		
	人 口	210人		
	処 理 場 面 積	843.68m ²		
	処 理 能 力	56.7m ³ /日		
下水道の名称	農業集落排水事業			
処 理 区 名	明楽寺落方地区			
排 除 方 式	分流式			
全体計画	面 積	13.7ha		
	人 口	990人		
	処 理 場 面 積	1,039.41m ²		
	処 理 能 力	268.0m ³ /日		
下水道の名称	農業集落排水事業			
処 理 区 名	岡崎上王子地区			
排 除 方 式	分流式			
全体計画	面 積	8.5ha		
	人 口	590人		
	処 理 場 面 積	1,187.07m ²		
	処 理 能 力	160.0m ³ /日		
下水道の名称	農業集落排水事業			
処 理 区 名	住吉地区			
排 除 方 式	分流式			
全体計画	面 積	6.8ha		
	人 口	510人		
	処 理 場 面 積	1,466.04m ²		
	処 理 能 力	138.0m ³ /日		

現 況		調整方針															
西 脇 市	黒 田 庄 町																
コミュニティプラント事業 該当なし	コミュニティプラント事業 <table border="1"> <tr> <td>下 水 道 の 名 称</td> <td>コミュニティプラント</td> </tr> <tr> <td>処 理 区 名</td> <td>畑瀬処理区</td> </tr> <tr> <td>排 除 方 式</td> <td>分流式</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">全 体 計 画</td> <td>面 積</td> <td>2.1ha</td> </tr> <tr> <td>人 口</td> <td>250人</td> </tr> <tr> <td>処 理 場 面 積</td> <td>1,373m²</td> </tr> <tr> <td>処 理 能 力</td> <td>64.7m³/日</td> </tr> </table>	下 水 道 の 名 称	コミュニティプラント	処 理 区 名	畑瀬処理区	排 除 方 式	分流式	全 体 計 画	面 積	2.1ha	人 口	250人	処 理 場 面 積	1,373m ²	処 理 能 力	64.7m ³ /日	
下 水 道 の 名 称	コミュニティプラント																
処 理 区 名	畑瀬処理区																
排 除 方 式	分流式																
全 体 計 画	面 積	2.1ha															
	人 口	250人															
	処 理 場 面 積	1,373m ²															
	処 理 能 力	64.7m ³ /日															
2. 下水道事業受益者負担金・分担金 公共下水道事業 区域内に所有する土地の面積1㎡当りに550円を乗じた額 分割納付 年4期(7、9、11、1月)×3年 農業集落排水事業 年度ごとの事業費の100分の5を、地区若しくは委員会に一括賦 課徴収	2. 下水道事業分担金 特環・農集・コミュニティプラント共通 公共汚水桝1基当り 170,000円	下水道事業等の受益者負 担金・分担金については、 当分の間現行のとおりと し、新市において段階的に 調整する。															

現 況		調整方針	
西 脇 市	黒 田 庄 町		
3. 下水道使用料 公共下水道事業 (1か月につき)(税抜き)		下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。	
種 類	基本使用料		
一般汚水	10m ³ 以下 750円		従量使用料
			11m ³ ~ 30m ³ 100円
			31m ³ ~ 50m ³ 120円
			51m ³ ~ 100m ³ 150円
			101m ³ ~ 200m ³ 180円
			201m ³ ~ 500m ³ 210円
			501m ³ 以上 240円
浴場汚水	10m ³ 以下 750円		10m ³ 以上 100円
臨時用等	10m ³ 以下 750円	10m ³ 以上 240円	
<計算例> 1ヶ月に30m ³ (平均的)使用の場合 基本料金 10m ³ 以下 750円 11m ³ ~ 30m ³ (100円×20m ³) 2,000円 合 計 2,750円			
・井戸水のみ使用の場合 世帯人員数ごとに、7m ³ /月の認定水量で算定 ・井戸水併用の場合 給水メーターによる使用水量 + (7m ³ ×人数) / 2 と7m ³ ×人数の いずれが多い方 農業集落排水事業 基本料金 1,600円(1世帯、1か月) 人数割 500円(1人、1か月) (税抜き)			
<計算例> 4人家族の場合 基本料金 1,600円 人数割 (500円×4人) 2,000円 合 計 3,600円			
3. 下水道使用料 特定環境保全公共下水道事業 基本料金 4,000円(1世帯、1か月) 人数割 300円(1人、1か月) (税抜き)			
<計算例> 4人家族の場合 基本料金 4,000円 人数割 (300円×4人) 1,200円 合 計 5,200円			
[*特環・農集・コミュニティプラント共通]			
農業集落排水事業 基本料金 4,000円(1世帯、1か月) 人数割 300円(1人、1か月) (税抜き)			

現		況		調整方針
西 脇 市		黒 田 庄 町		
コミュニティプラント 該当なし		コミュニティプラント 基本料金 4,000円(1世帯、1か月) 人数割 300円(1人、1か月) (税抜き)		
納付方法 納付書発行日 隔月 1日 納 期 限 隔月 月末 口 座 振 替 隔月 15日		納付方法 納付書発行日 毎月 9日 納 期 限 毎月 21日 口 座 振 替 毎月 19日		納付方法については、新市発足時に西脇市の例により統合する。
4.水洗化促進事業		4.水洗化促進事業		水洗化促進事業については、新市において再編する。
名 称	西脇市水洗便所等改造資金融資あっせん制度	名 称	黒田庄町水洗便所改造資金利子補給制度	
対象工事	くみ取り便所の水洗化及び排水設備の設置又は改造工事	対象工事	くみ取り便所の水洗化及び排水設備の設置又は改造工事	
対 象 者	・市税、下水道受益者負担金を滞納していない者 ・市の融資制度又は貸付制度において滞納していない者 ・保険業法に規定する保険会社等の信用保証を受けられる者 等	対 象 者	・町税及び下水道事業分担金又は使用料を滞納していない者かつ償還能力を有する者 ・町内に居住し、独立の生活を営んでいる者	
融資あっせん額	1戸につき80万円以内で市長の査定した額	利子補給の融資限度額	1戸につき100万円以内	
融資利率	市長と融資機関の間で定めた利率 平成16年度 年2.5%以内	利子補給率	年3%以内	
融資期間	5年以内	償還期間	50か月以内	
償還方法	毎月元利均等返済 一括繰上げ償還することができる。	償還方法	毎月元利及び元金均等返済 一括繰上げ償還することができる。	

先進事例

市町村名	調整の方針
養父市	1. 下水道施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 下水道加入金については、当分の間現行どおりとし、随時調整する。 3. 下水道工事負担金については、現在整備中の地域もあるため、新市に移行後、当分の間現行どおりとし、随時調整する。 4. 下水道使用料については、事業継続地域があるため、新市に移行後、当分の間現行どおりとし、随時調整する。 5. 合併浄化槽等の設置に対する補助は、養父町の例による。
丹波市 (予定)	1. 水洗便所改造利子補給制度については、合併時に統一する。 2. 受益者分担金(工事分担金)については、現行のとおりとする。 加入負担金については、合併時に調整する。 3. 下水道使用料は、合併後5年を目途に統一する。使用料は水道使用量による従量制とする。井戸水使用者の使用料については、認定水量制とする。 4. 基金及び起債については、合併時の残高を持ち寄る。
朝来市 (予定)	1. 新規加入分担金については、合併時に朝来町の額に統合し、1口600,000円とする。 公共柵の設置に伴う費用負担については、合併時に和田山町、朝来町の制度に統合する。 2. 施設の維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において、全ての下水道施設を新市の管理とする方向で管理組合と調整する。 3. 下水道使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において料金統一化に向け調整する。 料金徴収については、新市管理に移行した施設は、毎月徴収とする。 4. 水洗便所等改造資金融資斡旋制度については、合併時に生野町、和田山町の制度を基に調整する。
中町 加美町 八千代町	1. 下水道施設については新町に引き継ぐ。 2. 分担金及び新規加入工事については、中町の例により合併時に統合する。 3. 下水道使用料については、合併後3年を目途に再編する。ただし、再編までは現行の料金とする。 4. 排水設備改造資金利子補給事業については、八千代町の例により合併時に統合する。 5. 下排水対策事業宅地内改造工事資金助成については、中町の例により合併時に統合する。

関係法令

【下水道法】（抜粋）

（用語の定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

流域下水道 もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。

（水洗便所への改造義務等）

第11条の3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

（使用料）

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

定率又は定額をもつて明確に定められていること。

特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

【都市計画法】（抜粋）

（受益者負担金）

第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業により著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

【地方自治法】（抜粋）

（分担金）

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

協議第49号

各種事業（その他事業）の取扱いについて

各種事業（その他事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年7月29日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（その他事業）の取扱い
指定金融機関、収納代理金融機関等については、西脇市の例により調整する。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	総務・企画部会
協定項目	22-22 各種事業(その他事業)の取扱いについて	関係項目	指定金融機関等の指定等	
調整内容	指定金融機関、収納代理金融機関等については、西脇市の例により調整する。			

課題・問題点(現況)	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
新市として新たに指定金融機関、収納代理機関等を指定する必要がある。	合併時に統一する。	指定金融機関、収納代理金融機関等については、西脇市の例により調整する。

現		況	
項	目	西 脇 市	黒 田 庄 町
指定金融機関等	1	指定金融機関 三井住友銀行	1 指定金融機関 みのり農業協同組合
	2	指定代理金融機関 なし	2 指定代理金融機関 中兵庫信用金庫
	3	収納代理金融機関 みなと銀行 西脇支店 但馬銀行 西脇支店 兵庫県信用組合 西脇支店 中兵庫信用金庫 西脇支店 近畿労働金庫 北播支店 みのり農業協同組合(西脇・津万・日野・重春・比延庄支店)	3 収納代理金融機関 三井住友銀行 西脇支店 みなと銀行 西脇支店
	4	収納代理郵便官署 なし(郵便振替法等に基づき、郵便局でも 収納可)	4 収納代理郵便官署 黒田庄郵便局
	5	出納取扱金融機関 三井住友銀行(水道事業) みなと銀行(病院事業)	5 出納取扱金融機関(水道事業) みのり農業協同組合
	6	指定代理出納取扱金融機関 なし	6 指定代理出納取扱金融機関(水道事業) 中兵庫信用金庫
	7	収納取扱金融機関(水道事業) みなと銀行 西脇支店 兵庫県信用組合 西脇支店 中兵庫信用金庫 西脇支店 但馬銀行 西脇支店 近畿労働金庫 北播支店 みのり農業協同組合(西脇・津万・日野・重春・比延庄支店)	7 収納取扱金融機関(水道事業) 三井住友銀行 西脇支店 みなと銀行 西脇支店

先進事例

市町村名	調整の方針
さぬき市	(1) 新市の指定金融機関は(株)百十四銀行とする。 (2) 新市の指定代理金融機関は、設置しないこととする。 (3) 新市の収納代理金融機関及び収納代理郵便官署については、合併関係5町において従来取り扱っていたすべての機関に対し、指定についての働きかけをしていくものとする。
亀山市 (予定)	指定金融機関等については、現行の金融機関を基本に合併時まで調整する。
養父市	1 指定金融機関については、合併時に統一する。 2 公金管理対策(ペイオフ対策)については、新市に移行後、速やかに調整する。
朝来市 (予定)	1 新市の指定金融機関及び収納代理金融機関を合併時に設置する。設置にあたっては、住民の利便性に配慮して調整する。 2 指定金融機関が提供すべき担保については、指定時に調整する。
加東市 (予定)	公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる金融機関を合併時に指定する。
中町・加美町・八千代町 (予定)	指定金融機関、収納代理金融機関等については、合併時に再編する。

関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（金融機関の指定）

第235条 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（指定金融機関等）

第168条 都道府県は、地方自治法第235条第1項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関（日本郵政公社を除く。次項及び第3項において同じ）を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

5 指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、収入役をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

6 前2項の規定により収納の事務の一部を日本郵政公社に取り扱わせる場合においては、郵便振替法第58条に規定する公金に関する郵便振替の方法により取り扱わせるものとする。

7 第1項又は第2項の金融機関を指定金融機関と、第3項の金融機関を指定代理金融機関と、第4項の金融機関を収納代理金融機関と、第5項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。

8 普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かなければならない。

9 普通地方公共団体の長は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

（指定金融機関の責務）

第168条の2 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。

2 指定金融機関は、公金の収納又は支払の事務（指定代理金融機関及び収納代理金融機関において取り扱う事務を含む。）につき当該普通地方公共団体に対して責任を有する。

3 指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならない。

協議第50号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年7月29日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

新市の議会の議員の定数については、22人とする。

両市町の議会の議員については、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、新市発足日から7か月以内の間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

在任特例期間中の議員報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	関係項目	<table border="1"> <tr> <td>専門部会名</td> <td>幹事会</td> </tr> <tr> <td colspan="2">議員の任期及び定数</td> </tr> </table>	専門部会名	幹事会	議員の任期及び定数	
専門部会名	幹事会						
議員の任期及び定数							
調整内容	<p>新市の議会の議員の定数については、22人とする。</p> <p>両市町の議会の議員については、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、新市発足日から7か月以内の間、引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>在任特例期間中の議員報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。</p>						

区分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第7条）を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任期	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間
3 定数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口（地方自治法第254条）区ごとの上限数の範囲で条例で定める。 地方自治法第91条第2項 人口5万未満の市 26人	設置選挙に限り、合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で、条例で定めることができる。 地方自治法第91条第2項 人口5万未満の市 26人 2倍を超えない範囲 26人×2=52人以内	市町村合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定に関わらず、当該数をもって合併市町村の議会の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は地方自治法第91条の規定による定数に至るまで減少する。 32人
4 設置選挙	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	選挙は行わない

議員定数現況

		西脇市	黒田庄町
議員定数	法定	26人	18人
	条例	20人	12人
任期		平成16年 4月30日～ 平成20年 4月29日	平成16年 7月15日～ 平成20年 7月14日

	三木市	小野市	加西市
人口	76,682人	49,432人	51,104人
条例定数	23人	20人	20人

先進事例

新市町村名	合併の期日	合併の方式	特例の適用			合併協定書記載内容
			有無	特例の種別	在任特例の場合の期間	
篠山市	平成11年4月1日	新設合併	有	在任特例	合併後1年1月間	4町の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号を適用し、合併後1年1月間引き続き新市の議会の議員として在任する。
西東京市	平成13年1月21日	新設合併	有	在任特例	合併後2年間	2市町の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。
さぬき市	平成14年4月1日	新設合併	有	在任特例	合併後1年2月間	5町の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号を適用し、合併後1年2月間引き続き新市の議会の議員として在任する。
静岡市	平成15年4月1日	新設合併	有	在任特例	合併後2年間	両市の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。
養父市	平成16年4月1日	新設合併	有	在任特例	合併後7月間	1 任期については、在任特例を適用し、平成16年10月31日まで引き続き新市の議員として在任する。 2 在任期間終了後最初に行われる新市の議会議員の選挙においては、1選挙区とし議員の定数は22名とする。 3 議員報酬については、在任期間中は、旧町の歳費を基本として所定の手続を経て調整する。在任期間終了後最初に行われる新市の議会議員の選挙以降の議員報酬については新市において定める。
京丹後市	平成16年4月1日	新設合併	無			議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を30人と定め、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。報酬については、合併時に調整する。
丹波市 (予定)	平成16年11月1日	新設合併	無			議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、30人とし、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。
伊賀市 (予定)	平成16年11月1日	新設合併	無			議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例を適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を34人と定め、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、新市発足後速やかに選挙を実施する。

関係法令

地方自治法

(市町村議会の議員の定数)

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

人口2千未満の町村	12人
人口2千以上5千未満の町村	14人
人口5千以上1万未満の町村	18人
人口1万以上2万未満の町村	22人
人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人
人口5万以上10万未満の市	30人
人口10万以上20万未満の市	34人
人口20万以上30万未満の市	38人
人口30万以上50万未満の市	46人
人口50万以上90万未満の市	56人
人口90万以上の市	人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(その数が96人を超える場合にあつては、96人)

(任期)

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。

(人口の定義)

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

公職選挙法

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条 略

2 略

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項(市町村の設置の告示)の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

市町村の合併の特例に関する法律

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

表1

合併後、最初に行われる選挙により選出される議員の任期相当期間(通常4年間)に限る。

新市例(人口は平成12年国勢調査)

西脇市 人口 37,768人 法定定数 26人	+	黒田庄町 人口 7,950人 法定定数 18人	=	新市 人口 45,718人 法定定数 26人×2=52人以内
-------------------------------------	---	-------------------------------------	---	--

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

表2

合併後2年以内の期間に限り、合併時点の議員が在任する。

西脇市 人口 37,768人 法定定数 26人 条例定数 20人	+	黒田庄町 人口 7,950人 法定定数 18人 条例定数 12人	=	新市 人口 45,718人 法定定数 26人 在任特例定数 32人
--	---	--	---	---

議会議員報酬シミュレーション

合併特例法第7条第1項第1号(在任特例)を適用した場合の議員報酬(共済負担金を含む。)

(単位 円)

市町名	議員数(人)	議員報酬年額 (共済負担金含む)	在任特例を適用した場合の報酬(4月1日から7か月間分)	
			現在の報酬適用	西脇市の報酬適用
西脇市	20人	143,535,580	80,748,100	80,748,100
黒田庄町	12人	43,617,450	24,268,900	48,976,100
合計	32人	187,153,030	105,017,000	129,724,200

西脇市の報酬を適用した場合の定数別報酬年額(共済負担金を含む。)

(単位 円)

議員定数(人)	議員報酬年額 (共済負担金含む)
26人	188,491,200
24人	174,175,600
22人	159,860,000
20人	145,544,400
18人	131,228,800

現在の報酬月額

(単位 円)

	西脇市	黒田庄町
議長	490,000	290,000
副議長	430,000	220,000
議員	390,000	190,000
期末手当	4.40か月	4.35か月